

公的年金制度の被保険者の範囲に関する一考察

—イタリアの老齢年金制度における独立労働者制度の発展—

なが ます よう こ
中 益 陽 子

目次

第1章 はじめに	361
I 問題の所在	361
1 現行制度の問題点 (361)	
2 自営業者と被用者に関する区別の合理性 (362)	
3 現行制度に対する再検討の必要性 (363)	
II 考察対象としてのイタリア	364
第2章 イタリアの年金制度の基本構造	364
I 現行制度の概要	364
1 一般制度と特別制度 (364)	
2 管理運営機関 (365)	
3 被保険者 (365)	
(1) 従属労働者 (365)	
(2) 独立労働者 (365)	
i 小規模事業主 (365)	
ii その他の独立労働者 (366)	
4 拠出 (367)	
(1) 拠出賦課報酬および所得 (367)	
(2) 拠出率 (368)	
(3) 拠出の負担および納付 (368)	
(4) 拠出に関するその他の措置 (368)	
i 拠出の追納および任意的継続 (368)	
ii 国またはその他の社会保障機関による拠出の補完 (368)	
5 給付 (369)	
(1) 給付の種類 (369)	
(2) 受給要件 (369)	
(3) 年金算定方式 (369)	
(4) 労働所得と年金との併給 (370)	
(5) 給付に関するその他の措置 (370)	

i	付加年金 (370)	
ii	年金の付加 (370)	
iii	社会的加算 (370)	
iv	自動給付の原則 (371)	
6	社会手当 (371)	
II	イタリアの年金制度における法的従属性の重要性	371
第3章	老齢年金制度の発展	372
第1節	被保険者の拡大	372
I	被保険者の範囲の変遷	372
II	被保険者画定の理論的および実際の側面	372
1	自由主義時代 (372)	
2	ファシズム時代 (373)	
III	独立労働者への拡大	374
1	ソーシャル・セキュリティーの理念 (374)	
2	小規模事業主に関する強制的年金制度の成立およびその発展 (375)	
(1)	人的適用範囲の限定 (375)	
(2)	経済的弱者保護の側面の後退 (375)	
3	被保険者の範囲拡大に関する新たな側面 (376)	
(1)	1990年代における被保険者の範囲拡大 (376)	
(2)	被保険者の範囲拡大の特徴 (376)	
第2節	拠出および給付に関する制度の発展	377
I	拠出および給付に関する制度の変遷	377
II	拠出および給付に関する制度の意義	378
1	定額制および報酬比例制 (378)	
2	拠出方式および報酬方式 (379)	
(1)	拠出方式 (379)	
(2)	報酬方式 (380)	
III	二極化とその解消	381
1	独立労働者に関する定額制の採用 (381)	
2	定額制採用の根拠 (381)	
3	制度の修正 (382)	
(1)	独立労働者に関する所得比例制の導入 (382)	
(2)	修正の要因 (382)	
(3)	制度の合理化 (384)	
第4章	おわりに	385

第1章 はじめに

1 問題の所在

1 現行制度の問題点

現行の公的年金制度において、自営業者および被用者は、それぞれ次のような取扱いを受ける。まず、自営業者は第一号被保険者としての地位を有し、国民年金制度から定額の給付を受ける。これに対し、第二号被保険者たる被用者は、国民年金制度からの給付に加え、厚生年金制度から報酬比例の給付も受けることができる。それに伴い、保険料も、第一号被保険者については定額であるのに対し、第二号被保険者は報酬に対して定率である。

このように、自営業者と被用者の制度が区別されていることとの関係で、現行制度については次のような問題点を指摘できる。

まず、国民年金制度については、保険料が定額に設定されている（2000年度で13,300円）。一定の低所得者については、保険料の全額免除が認め

られるが¹、現在のところ、保険料減額措置はない²。こうした定額保険料制の場合には、低所得者の負担を考慮して保険料を引き上げにくいといわれている。この結果、給付水準は低く設定される傾向がある。さらに、現行制度においては、保険料を多く負担して年金を増額させる手段が必ずしも十分ではないように思われる³。以上のような制度は、保険料の免除が認められない低所得者にとってはその所得に比して保険料負担が重く、高所得者にとっては給付の面でインセンティブに欠けるものとなっている可能性がある（表1参照）。国民年金未加入・保険料未納問題⁴の一因は、このように、自営業者の多様なニーズに対して現行制度が十分に対応できないことにあると考えられる。

一方、厚生年金制度では、報酬に比例して、保険料が徴収され年金が給付される。また、国民年金と異なり、厚生年金の保険料は報酬から源泉徴収される。このため、厚生年金制度に関しては、国民年金について指摘したような問題は、基本的

表1 未加入の理由

理 由	割合 (%)
保険料を支払うことが経済的に困難だから	26.9
年金制度の将来が不安だから	26.7
保険料が高いから	7.7
貯蓄や個人年金の方が得だから	6.4
支払う保険料に比べて受け取る受給額が低いから	5.2
老後も働くつもりだから	4.8
今から加入しても老齢年金の受給権を得ることができないから	4.3
学生であり、親に迷惑をかけたくないから	2.4
年金額が不満だから	1.6
手続きが面倒だから	1.5
他に収入の当てがあるから	1.0
まだ若いから	0.9
制度がよく分からないから	0.7
今までの加入期間でも老齢（退職）年金の受給権を得られるから	0.3
その他・不詳	10.0
計	100.0

厚生省「平成10年公的年金加入状況等調査」より作成

にはないといえる⁵。しかしながら、産業構造や就業構造の変化により、将来的に新たな問題が生じてくる可能性があるように思われる。すなわち、被用者自体の数が減少することにより、厚生年金の基盤が不安定になる可能性である。第一に、少なくとも伝統的な類型の被用者、すなわち、フルタイムや終身雇用などを前提とする被用者が減少する一方で、新しい類型の就業者（パートタイム労働者、派遣労働者、フリーター、SOHOに代表されるテレワーク等）が出現し、これらが増加する可能性は大きいと考えられる。厚生年金に定める被用者としての要件を満たさない場合には、こうした就業者は全て国民年金に吸収されることになる。これらの就業者を厚生年金に取り込もうとすれば、根本的に制度を修正する必要性が生じるであろう。第二に、保険料負担回避のために、労働形態が仮装されるおそれがある。すなわち、被用者の実質を有する労働者が存在するにもかかわらず、事業主、または被用者自身の希望により、事業主に要求される届出（厚生年金保険法27条）を怠るなどの不正が行われる可能性である⁶。とくに、高齢化の進行に伴い年金受給者が増加することによって保険料負担が著しく過大になれば⁷、こうした仮装の行われる可能性は高いだろう。あるいは、自営業形態により労働の遂行が可能な場合において、あえて被用者を雇用することは少なくなるかもしれない。このように、保険料を負担すべき被用者が厚生年金制度から流出すれば、それによって生じた財政的欠損を補完するために、さらに保険料率を引き上げねばならなくなるという悪循環に陥る危険性がある。

2 自営業者と被用者に関する区別の合理性

以上のような現行制度の問題点を踏まえたうえで、次に、自営業者と被用者とを区別することの合理性について検討する。

被用者と自営業者の取扱いを別にしたことについて、1985年の年金改革の担当者は、次のような理由を提示している⁸。

「被用者の場合には、通常、定年制があり、また自ら営業用資産を保有していないため、一定の

年齢に到達すると、健康で労働能力を有していても、退職を余儀なくされ、稼得手段を喪失してしまう。一方、自営業者の場合には、自ら営業用資産を保有しており、健康である限りは働き続けることができる立場にある。さらに引退する場合にも、その子供が営業用資産とともに仕事を引き継ぐ例が多く、家族内扶養を受けることができる場合が多い」。その結果、「老後の所得保障への考え方が、就業状況や家族状況によって差異があり、従って、公的年金への期待度にも自づと差異のある事情がうかがわれる」。また、「自営業グループについても所得比例年金を導入すべきとの意見があるが、一口に自営業グループといっても、農村漁業、個人営業の商人・職人から個人経営者、自由業者まで、種々の職種を含み、所得の分布も広範に及んでいることのほか、その所得把握については、いわゆる9・6・4問題で指摘されているような困難性や事務コストの問題に留意すべきである」。

すなわち、区別の根拠は、①労働の継続、②営業用資産、③家族内扶養に関する自営業者と被用者との状況の差であり、そこから生じる老後の所得保障に対する必要性の差および公的年金制度への期待の差である。さらに、実際上の問題として、④自営業者の多様性、⑤所得格差、⑥所得把握の困難性および事務コストが、所得比例年金の導入に対する障害になっていると説明される。

これらの根拠のうち①から③に関して、前記の論文では、とくに農家が想定されているようである。この論文が、農家と非農家世帯に関するデータを比較したうえで①から③を例証していることはこのことをうかがわせる。しかしながら、産業構造の変化に伴い、第一次産業従事者が減少していることを考えると⁹、ここでは農家に限定せず、自営業者一般について、前記のような説明が妥当するのかを検討せねばならない。

まず、①の根拠については、高齢者の就業継続意欲が高いこと¹⁰を受けて、勤務延長制度および再雇用制度等の整備が進んでいることを指摘できる¹¹。また、退職後の再就職に関する選択肢とし

ては、自営業形態もありうるだろう。さらに、平均寿命の延びや労働人口の高齢化および減少などは、このような高齢者の就業（被用者であれ自営業者であれ）をいっそう促進する可能性もある。そうであれば、①の重要性は、相対的に低下してこよう。次に、②の営業用資産のうち、少なくとも有形的なものに関しては、フランチャイジーなど自ら営業用資産を保有する必要のない自営業形態が現れていることを考慮すべきである。また、従来被用者によって行われてきた活動が、自営業者によって遂行されるというような状況が生じてくることも考えられる。とくに自営業形態の変化との関係で、こうした状況が発生する蓋然性は高いといえる。なぜなら、情報技術の進展などにより、専門職的な技術を有する自営業者の増加が予想されるためである¹²。このように、被用者と自営業者との互換性が高い職業に関しては、有形のものであれ無形のものであれ、営業用資産の保有という点から被用者と自営業者とを区別する合理性が乏しいといえる。さらに、③について、上記論文の著者は同居による扶養を念頭に置き、核家族化による被用者世帯の家族内扶養の困難性について指摘している¹³が、日本全体で核家族化が進行していることを考えれば、これを強調することにそれほど意味があるとは思われない。また、同居による家族内扶養だけでなく、仕送り等による家族の援助も考慮に入れるべきであろう。以上のように、就業構造の変化などに伴い自営業者と被用者との差が相対的に低下しているとすれば、公的年金に対する自営業者の期待も自ずと変化して行く可能性がある。

④や⑤に関しても、自営業者にのみに当てはまる問題ではないように思われる。すなわち、④については、被用者の概念もかなり曖昧になっていることを指摘できる。これに伴い、被用者のカテゴリーにも様々なタイプの労働者を含みうるのではないかと思われる。また、⑤に関しては、被用者にも、パートタイム労働者¹⁴などの低賃金労働者が存在する一方で、能力給や年俸制などの導入によりかなり高額な報酬を得る労働者も存在する

と考えられる¹⁵。

①から⑤に関して指摘した以上のような状況の変化については、周辺的な現象という見方もあろう。しかし、今日においては、①から⑤の根拠の妥当性が、1985年の年金改革時に比べ相対的に低下していることも事実であると考えられる。

これに対し、⑥に挙げられた自営業者の所得把握の困難性に関する状況は変わっていないといえる。このような所得把握の困難性が、所得比例制の導入に具体的にどのような障害をもたらすのかについて上記論文ではとくに触れられていないが、考えられるのは公的年金の必要性に関わる問題であろう。すなわち、全ての人が、当面の消費と退職後の消費とについて適切な選択をなし、計画的に貯蓄を行うわけではない。こうした近視眼的な人々に対し、強制的に老後に対する備えを行わせることは、年金制度を強制加入とし、公的制度として運営する1つの理由である¹⁶。しかし、保険料負担を回避する目的で不正な所得申告が行われれば、自営業者については、こうした目的が損なわれるおそれがあるだろう。

ただし、この点に関しては、所得比例制を採用した場合にだけ生じる問題ではないといわねばならない。先に述べたとおり、国民年金制度において制度未加入者や保険料未納者が相当数に上ることは、定額制のもとで年金制度の強制的性質が常に維持されるわけではないことを示している。したがって、自営業者に関して所得比例制と定額制のいずれを採用するかという問題と公的年金の必要性に関する問題とは直接に関係しないと考えられる。むしろ、定額制と比べた場合、所得比例制の採用は、高所得者にとって保険料納付のインセンティブとなり、また低所得者の保険料負担を容易にする可能性がある。そのため、保険料の滞納を解消する施策となりうるであろう。

3 現行制度に対する再検討の必要性

以上のように、1985年の年金改革当初に念頭に置かれていた自営業者と被用者との相違は、今では相対的に小さくなっている可能性がある。そうであれば、現行制度における自営業者と被用者と

の取扱いの格差が、現在でも妥当性を有しているのかについて検討することが必要であるといえる。こうした制度の見直しは、就業形態の多様化が進み、自営業者と被用者との境界が曖昧になるにつれ、いっそう重要な問題となることが予想される。

このような問題の重要性にもかかわらず、自営業者に関する年金制度については、学説や立法政策においてこれまであまり着目されてこなかったため、議論の蓄積がなされていない¹⁷。したがって、現在の多様な自営業者像を正確に把握したうえで、自営業者についていかなる制度を構築していくべきかという点を検討することが急務であるといえよう。

II 考察対象としてのイタリア

このような問題意識から外国の年金制度をみるときに、イタリアは考察対象として興味深い。

まず、イタリアの年金制度は、多くのヨーロッパ大陸諸国と同様、被用者を被保険者とする社会保険制度として発展してきた。さらに、全国民を対象とする基礎年金が存在しない¹⁸。したがって、歴史的経緯という点からいえば、イタリアにおいて自営業者は強制的年金制度から除外されてきたのである。しかしながら、現在、自営業者に関する年金制度は強制加入であり、またその規模もかなり大きくなっている¹⁹。そしてとくに注目すべきは、自営業者と被用者には、基本的に、同一の制度が適用されるという点である。すなわち、自営業者および被用者は、一般強制保険という同一の制度に組み込まれており、拠出および給付に関して同一の基準が適用される。そして、この基準は報酬（所得）比例制である。これに対し、他国の制度では、自営業者が報酬（所得）比例の年金制度の適用を受ける場合には任意加入であることが多い（ドイツ、スウェーデンなど）。したがって、この点はイタリアの年金制度の大きな特徴といえる²⁰。

次に、拠出および給付制度に関して、自営業者と被用者に対し同一の基準を適用する取扱いは、比較的最近になって成立したものであることであ

る。すなわち、それ以前は、自営業者と被用者とで別個の基準（前者については定額拠出・給付制、後者については報酬比例拠出・給付制）が採用されていた。したがって、イタリアでも以前は、日本の現行制度と類似の状況にあったのである。

日本の労働市場の流動化が予想される今、自営業者と被用者とに対し顕著な格差を設ける日本の現行制度が今後も妥当性を有するとは限らない。したがって、自営業者と被用者とを同等に取り扱うイタリアの年金制度の概要を紹介することは、日本の制度との比較材料を提供するための基礎的作業として有用であると思われる。また、自営業者と被用者とを大きく区別する取扱いから、現行のような同等の取扱いに移行してきたイタリアの制度の発展を考察することは、日本の制度を再検討する契機となるであろう。

そこで本稿では、イタリアの現行制度の内容を紹介したうえ（第2章）、年金制度がいかに発展してきたかを概観する（第3章）。なお、イタリアにおいて「労働者（lavoratore）」という場合には、基本的に被用者も自営業者も含む。両者を区別する際には、被用者を「従属労働者（lavoratore subordinato）」、自営業者を「独立労働者（lavoratore autonomo）」と表すのが一般的である²¹。以下では、この用法に従い、「労働者」、「従属労働者」、「独立労働者」の語を用いることとする。

第2章 イタリアの年金制度の基本構造

I 現行制度の概要

イタリアの年金制度は、1995年の年金改革（1995年8月8日法律335号）により大きく修正され今日に至っている。現行制度上は、経過措置として従前の制度も併存しているが、本稿では、1995年年金改革により成立した新制度を中心に紹介したい。

1 一般制度と特別制度

イタリアの公的年金制度²²は、「障害・老齢および遺族のための保護」という形で提供されている。全ての従属労働者および一定の独立労働者には、「障害・老齢および遺族のための一般強制保険」

(以下、「一般強制保険」)が適用されるのが原則である。

しかし実際には、一般強制保険の適用を受けない従属労働者が多く存在する。これは、一般強制保険との関係で特別制度と評しうる様々な制度が存在しているためである(これに対し、特別制度との関係で一般強制保険は一般制度と呼ばれる)。このような特別制度は、一般制度に代替する代替的制度(regimi sostitutivi)²³と、これを補完あるいは補足する補完的制度(regimi integrativi)²⁴とに分類されている。

特別制度に関しては、最近(とくに1992年および1995年)の年金改革により、一般強制保険との調和が図られている。この結果、特別制度も、基本的には一般制度と同様の構造を有している場合が多い。したがって、以下では、一般制度を中心に検討するものとし、それ以外の制度については必要のある範囲で触れる。

2 管理運営機関

年金制度に関する管理運営機関として最大のものとはINPS(全国社会保障公社Istituto Nazionale della Previdenza Sociale)である²⁵。INPSは、一般強制保険の対象となる労働者(全ての民間従属労働者、公社の職員、独立労働者の一部)に加え、いくつかの代替的制度および補完的制度の適用を受けるカテゴリーの労働者について、年金事業の管理を行う。

年金事業の代表的なものとしては、従属労働者に関する「被用者年金基金」や、独立労働者に関する4つ(①自営農・折半小作農・小作農・農業分野の事業主、②職人、③商人、④専門労働者・協働労働者)の独立事業(gestioni separate)がある²⁶。これらは、いずれも財政上独立している。

3 被保険者

(1) 従属労働者

強制的年金制度の対象となる従属労働者とは、「14歳以上の男女で、他者に従属して有償労働を提供する者」(1935年10月4日法律勅令1827号)である。したがって、「有償労働」と「他者への従属」の2つが要件となる²⁷。

これらの要件を満たす限りにおいて、従属労働者は、被保険者としての義務を負い、給付を受けることになる。当該従属労働者が、ブルーカラー労働者(operai)であるかホワイトカラー労働者(impiegati)であるかによって区別されない。また、労働者の性別や国籍も問わない。在宅労働者、家内労働者、見習労働者、協同組合の組合員等は、有償性あるいは従属性について曖昧な点があるものの、法律によりそれぞれ被保険者としての地位が認められている。

社会保障上の法律関係は、当該労働契約が無効ないし取消しうる場合にも、労働の提供という事実のみにより自動的に成立しうる。

(2) 独立労働者

前述のように、独立労働者は、その全てのカテゴリーが包括的に保護されているわけではない。しかし、1995年の年金改革によって被保険者が拡大された結果、こうした限定性はかなり後退している。

i 小規模事業主

① 自営農、折半小作農²⁸および小作農

肉体力労働による土地の耕作または家畜の飼育および世話を習慣的かつ直接的に行う自営農、折半小作農および小作農、ならびに、こうした土地の耕作や家畜の飼育等を当該土地で行う家族(被保険年齢に達していない者および両親、ならびに、4親等以上の親族は除く)は、一般強制保険の適用を受ける(1957年10月26日法律1047号)。さらに、農業分野に関しては、事業主一般に対し、一般強制保険の適用が拡大されている(1990年8月2日法律233号)。

自営農、折半小作農および小作農は、農業事業主としてINPSへ登録すると同時に、労働者として労働社会保障省へ登録しなければならない。障害、老齢および遺族保険に関しては、INPSに設置された専門の委員会が、自営農、折半小作農および小作農、ならびにその家族について名簿を作成する。

② 職人

手工業事業の経営者および協働経営者、ならび

に、習慣的にかつ主として当該企業で働く家族（配偶者、子、直系の孫、尊属、兄弟姉妹。ただし、協働経営者、従属労働者あるいは見習労働者を除く）が被保険者である（1959年7月4日法律463号）。

ここでいう手工業事業とは、①技術的あるいは一般的性質を有する財の生産あるいはサービスの提供を目的とし、②事業所有者自身の、また場合によっては家族の専門的ないし肉体的労働によって組織実行され²⁹、③事業所有者が、全企業責任を負い、指揮運営に伴う全ての負担および危険を引き受けるものである（1956年7月25日法律860号）。

手工業事業の経営者は、商工農会議所の下に設置された県の職人委員会に対し、届出をなし所定のリストに登録しなければならない。同委員会は、経営者およびその家族について、市町村別に社会保障関係の名簿を作成する。

③ 商人

商人、および、習慣的にかつ主として当該事業の中で働く家族（配偶者、子、直系の孫、尊属、兄弟姉妹。ただし、従属労働者あるいは見習労働者を除く）、商業補助者（商業エージェント・代理業者、仲買人および仲介業者）、そして商人に関する疾病保険の適用を受けるその他の主体³⁰が被保険者となる（1966年7月22日法律613号）。

商人として一般強制保険の適用を受けるには、①従業員数の如何に関わらず、もっぱら自己および家族（両親および3親等以内の親族）の構成員の労働によって組織ないし管理された事業の所有者あるいは経営者であること、または、補助のために販売所に配属された家族であること、②全企業責任を負い、運営に伴う全ての負担および危険を引き受けること³¹、③習慣的にかつ主として、自ら企業労働に参加すること、④法律あるいは規則によって定められた許可証あるいは免許証を所有していること、ないしは、リスト、登記簿あるいは徴税簿へ登録していることが必要である（1960年11月27日法律1397号、1971年11月25日法律1088号、1975年6月3日法律160号、1996年12

月23日法律662号）。

商工農会議所に設置された県の商人委員会は、個人経営者およびその家族に関して、市町村別に社会保障関係の名簿を作成する。

ii その他の独立労働者

所得税統一法（1986年12月22日大統領令917号）49条は、独立労働所得を次の2つに分類している。第一は、49条1項にいう「專業に限らず習慣的な方法で、従属的に拘束されずに行われた技術的活動および専門的活動の遂行により生じた所得」であり、第二は、同条2項により限定列挙された活動により生じた所得である。1995年の年金改革では、次の①および②の主体、ならびに訪問販売業者に対し、保険義務を拡大した（2条26項）³²。なお、訪問販売業者は、協働労働者と同様の扱いを受けるので、以下ではとくに触れない。

① 専門労働者

所得税統一法49条1項にいう、「專業に限らず、習慣的な専門的活動として、独立労働活動を遂行する」主体である。こうした主体として認められるためには、①注文主に対し従属的に拘束されず、自らの労働組織を用いて、必要な時間、方法および手段を確定したうえで、自ら活動を遂行していること（独立性）、②注文主と連携し、恒常的で安定的かつ組織化された行為および行動を行うこと（習慣性および専門性）、③事業主としての性質をもたないことが必要である。法人格をもたない組合形式によって行われる独立労働活動も、本条の独立労働活動に含まれる。専門労働者の例としては、ファイナンシャルサービスのプロモーター、旅行業・仲介業従事者などがある（1996年12月23日法律662号196項、202項および203項）。

専門労働者は、保険義務の対象となる活動の開始時にINPSへ加入しなければならない³³。具体的には、IVA（付加価値税の一種）納税者番号の登録と同時に、INPSへの加入が義務付けられている。

② 協働労働者

所得税統一法49条2項a)にいう、「連携的かつ継続的協働労働」関係の当事者は、協働労働者と

して強制的年金制度への加入が義務付けられる。協働労働関係は、典型的関係と非典型的関係の2つに分けられる。典型的関係とは、会社、結社または他の機関（法人格の有無は問わない）の取締役、監査役または検査役の職務、ならびに、新聞、雑誌、百科事典等に関する協働労働、団体あるいは委員会への参加である。これ以外の非典型的関係については、その活動が、本質的に技術的または職業的内容を有し、一元的かつ継続的な関係の中で、組織化された手段を用いることなく、事前に定められた定期的報酬を受け、従属的拘束なく一定の主体のために遂行される活動の実施を目的とする関係かどうかを、個別的に判断する（たとえば、マーケティングのコンサルタント、ソフトウェアプログラマーなどが非典型的協働労働者に当たる）。

INPSへの加入義務は保険義務の対象となる活動の開始時、すなわち、協働労働関係の発生時に生じる。具体的には、代表取締役および監査役についてはその職務就任受諾の日、その他の協働労働者については任務付与の日が、協働労働関係発生日とみなされる。

4 拠出³⁴

(1) 拠出賦課報酬および所得

拠出の対象となる報酬および所得は、次のように定められている。

まず、従属労働者については、「いかなる名称であれ、課税期間に労働関係に関連して得たもので、任意的な支給形態を含むあらゆる種類の現金および価値の全て」（1997年9月2日委任立法314号3条1項）が対象となる。従前の制度においては、税法上と社会保障上で報酬の概念の調整がなされていなかったが、この1997年委任立法により、直接税の対象となる報酬と社会保障拠出の対

象となる報酬は一致することとなった³⁵。

独立労働者についても、租税法上の所得が社会保障拠出の賦課のために用いられている。まず、小規模事業主のうち職人および商人については、1990年7月1日以降、個人所得税の賦課のために申告した事業所得が拠出の対象となる（1990年8月2日法律233号）。専門労働者については、保険義務を発生させる労働活動から生じた所得（実際上の売上高と費用との差額）が拠出の対象となる。一方、協働労働者については、保険義務の対象となる独立労働活動によって生じた所得のうち、95%について拠出が課され、残りの5%は拠出の対象とならない。いずれの場合も、小規模事業主同様、個人所得税上の所得が基準となる。

これに対し、農業分野の独立労働者については、特別な規定が定められている（1997年4月30日委任立法149号）。まず、被保険者の申告した所得を所定の所得区分（省令により毎年全国一律に規定）に当てはめ、これに対応するみなし労働日数を確定する（被保険者はより高い所得区分を選択することもできる）。この労働日数に1日あたりの個人所得（毎年再評価される。1998年は、73,777リラ）を乗じて、拠出賦課所得を決定する。

拠出賦課報酬および所得については、法律により次のように最低額が定められている。第一に、従属労働者については、法律、規則、全国規模の比較的代表的な労働組合が締結した労働協約によって、最低額が規定される。ただし、労使協定や個別契約により、労働協約の規定よりも高額な報酬が設定されている場合には、その報酬額が最低額となる（1989年12月7日法律389号）。第二に、拠出額は、月額最低手当（2000年において720,900リラ）の40%を上回る報酬に基づいて算定されなければならない（1981年9月26日法律537号）。た

農業所得区分	~L. 450,000	L. 450,001~ L. 2,000,000	L. 2,000,001~ L. 4,500,000	L. 4,500,001~
労働日数	156	208	260	312
賦課対象所得 (1998年)	L. 11,509,212	L. 16,345,616	L. 19,182,020	L. 23,018,424

だし、パートタイム労働者や農業分野以外の独立労働者に関しては、拠出賦課報酬の最低額について特別の規定が定められている。

以上に述べた最低額以下の報酬および所得は拠出の対象とならない。実際に納付された拠出が、前記の最低額に拠出率（後述(2)参照）を乗じて算定された額に達しなかった場合は、納付した拠出額に応じて、週単位で拠出年数を減じることになる。

さらに、拠出賦課報酬および所得には、一定額の上限が設けられている³⁶。これを超える報酬については、労働者も使用者も拠出を行うことはできない。複数の従属労働を遂行している場合には、報酬の総計が考慮される。

(2) 拠出率

拠出額は、(1)で述べた拠出賦課報酬および所得に、次の拠出率を乗じることによって算定される。

従属労働者については、32%である。ただし、経過措置および他の社会保障制度の拠出との調整措置³⁷が定められている。

職人および商人については、1998年について0.8%の引き上げ、そして翌年以降は毎年0.2%の引き上げを行い、最終的に19%の拠出率が適用される（1997年12月27日法律449号）。自営農等の拠出率に関しては、1997年について17%、1998年について17.8%、翌年以降2003年まで0.5%ずつ引き上げる（したがって、最終的に20.3%。1997年12月27日法律449号）³⁸。

専門労働者および協働労働者には、1996年および1997年について10%、1998年および1999年について11.5%、翌年以降2年ごとに1%ずつ引き上げられ、最終的に19%の拠出率が適用される（ただし、すでに被保険者となっていた者については、10%のまま）。

(3) 拠出の負担および納付

従属労働者に関しては、従属労働者と使用者が拠出負担義務を負う（32%の拠出率のうち、労働者が8.54%、使用者が23.46%³⁹）。使用者は、拠出の全体について、納付を行う義務を負っている。

小規模事業主については、基本的に、被保険者

本人が単独で拠出負担および納付の義務を負う。また、自己の拠出とともに、事業を補助する家族のための拠出も負担する。

これに対し、小規模事業主の中でも、折半小作農および小作農については、土地所有者も拠出を負担する義務を負う（労働者と折半）。土地所有者は、拠出の全体について納付を行う義務を負う。

専門労働者および協働労働者については、注文主も拠出負担および納付の義務を負う。まず、専門労働者については、注文主が請求書に記載された総報酬の4%を負担し、労働者自身は残りの部分を負担する（1996年12月23日法律662号）⁴⁰。納付は、直接税の納付と同時に、労働者自身が行う。次に、協働労働者に関しては、注文主が拠出の2/3を負担する。また、注文主は全額について納付義務を負う。

(4) 拠出に関するその他の措置

i 拠出の追納および任意的継続

労働者は、社会保障上の法律関係の成立しない一定の場合について⁴¹、この期間の拠出を追納することができる（拠出の追納contribuzione da riscatto）。

また、年金受給に必要な最低拠出要件を満たすため、労働者は自らの負担で社会保障拠出を納付することができる（拠出の任意的継続prosecuzione volontaria）。拠出の任意的継続は、強制保険に加入している労働者や年金受給者以外の者が、ある年金基金のもとで一定の拠出要件（拠出の任意的継続を申請する以前の5年間に、原則として、36ヶ月分の拠出を納付していること⁴²）を満たした場合に、当該年金基金に対して申請することができる。

拠出の追納も任意的継続も、すでに拠出した期間や年金受給権の発生日以降の期間については、拠出を行うことができない。拠出の追納と任意的継続との違いは、拠出の任意的継続の場合には、拠出の納付を申請時前の期間（最大6ヶ月前まで）についても行うことができる点である⁴³。

ii 国またはその他の社会保障機関による拠出の補完

年金財政は、労働者および使用者（場合によって注文主）の拠出によって運営されるのが原則であり、それぞれの年金基金は国やその他の基金から独立している。ただし、一定の場合には、国やその他の基金が拠出を補完する場合がある。

国に関するものとしては、拠出軽減措置、国庫負担化措置およびみなし拠出制がある⁴⁴。

拠出軽減措置 (sgravi contributivi) とは、南部で活動する工業分野および手工業分野の企業について、INPSの運営する年金事業への拠出負担を一時的に軽減するものである。この措置は、拠出の軽減分の差額払い戻しという形で行われる。INPSへ申告した報酬が、全国規模あるいは県規模の労働協約によって規定された額以上であることが要件となる。

次に、国庫負担化措置 (fiscalizzazione) とは、事業主の負担する義務的拠出⁴⁵を軽減するために期間を限定して行われる特別措置である⁴⁶。軽減率は一定であり、毎月定められる。当初は、もっぱら製造業や採掘事業に対して行われたが、徐々に他の業種にも拡大されている。

最後に、みなし拠出 (contribuzione figurativa) とは、労働者が労働活動を遂行できない一定の期間について⁴⁷、拠出を国が負担するものである（この期間については、使用者および労働者により実際に拠出が行われたものとみなされる）。1993年1月1日以降に加入した労働者の年功年金（5(1)参照）に関して、拠出のみなしが行われるのは5年間までである。それ以前に加入していた者については、期間の限定はない。

その他の基金が拠出を補完する場合としては連帯拠出制（連帯拠出contributi di solidarietà）がある。これは、代替的制度に属する年金事業がINPSの運営する被用者年金基金に対して、また補足的社会保障制度⁴⁸に属する基金が強制的な社会保障基金に対して行う拠出である。

5 給付

(1) 給付の種類

従来の制度においては、「老齢年金 (pensione di vecchiaia)」とともに「年功年金 (pensione di

anzianità)」という手当が存在した。この老齢年金に関しては、年齢要件に加えて15年の拠出要件が規定されていた。一方、年功年金については、年齢や健康状態に関する要件はないが、35年の拠出要件を満たしていること、そして従属労働者として労働活動を行っていないことが必要であった。1995年の年金改革は、年功年金を廃止して、新たに統一的な「老齢年金 (pensione di vecchiaia)」を創設している⁴⁹。

1995年の年金改革による新制度の適用を受けるのは、1996年1月1日以降に被保険者となった者である。これに対し、1995年12月31日においてすでに被保険者だった者については、原則として経過措置が適用される。以下では、新制度における老齢年金について説明する。

(2) 受給要件

新たな老齢年金の受給要件は、①年齢が57歳以上であること、②労働関係を解消していることである。さらに、③拠出を5年以上行っていること、④理論上の年金額が社会手当額（2000年において、年8,366,800リラ。後述6参照）の1.2倍以上であることが要求される。ただし、被保険者の年齢が65歳以上である場合には、年金手当額に関する要件の充足は必要ない。これに対し、57歳以前に年金を受給し、かつ、57歳の受給者のために設定された転換指数（後述(3)参照）の適用を受けるには、拠出を40年以上行っていることが必要である。

(3) 年金算定方式

イタリアにおいてこれまで用いられてきた年金算定方式としては、報酬方式と拠出方式の2つがある。報酬方式 (sistema retributivo) とは、従前の報酬（所得）額に基づいて年金額を算定する方式である。これに対し、拠出方式 (sistema contributivo) では、拠出総額との関係で年金額が決定される。

1995年法律335号は、従前の報酬方式に代え拠出方式を導入している⁵⁰。経過措置の適用を受ける労働者については、部分的あるいは全面的に報酬方式による年金算定が行われる⁵¹。これに対し、新制度の適用を受ける労働者（すなわち、1996年

1月1日に強制的年金制度の被保険者となった者)については、全面的に拠出方式が適用される。ここでは、新たに導入された拠出方式についてみてみよう。

拠出方式では、年金額は各年の拠出の総計との関係で決定される。拠出方式における個々の拠出額は、単に年金算定に用いられる計算上の擬制にすぎず、被保険者のための積立金を表すものではない。したがって、拠出方式の採用は、年金財政方式が賦課方式から積立方式へ転換したことを意味しない。年金財政方式は、旧制度同様、賦課方式により運営されている。また、前述のように、拠出が報酬(所得)に比例して徴収されるため、拠出方式のもとでも、年金額は間接的に報酬(所得)に比例することになる。この意味で、拠出方式も、報酬(所得)比例制の年金算定方式であるということができる。

算定に用いられる各年の拠出⁵²は、拠出賦課報酬および所得に、一定の算定率(aliquota di computo)を乗じたものである。算定率⁵³は、従属労働者について33%、小規模事業主について20%である。専門労働者および協働労働者に関しては、適用される拠出率によって異なる(最終的には20%になることが予定されている)。このようにして算定された各年の拠出は、年金受給権の発生日まで毎年再評価される。この再評価は、再評価する年の直前の5年間における名目的な国内総生産の平均値に基づいて行われる。こうして再評価された各年の拠出の総計が拠出総額となる。この拠出総額に転換指数(coefficiente di trasformazione)と呼ばれる一定の率を乗じることによって、具体的な年金額を決定する。転換指数は、被保険者の年金受給年齢によって異なる。

なお、これまでは、年金額が一定額に達しない場合、当該額までの補完が行われてきたが(最低手当までの補完)⁵⁴、拠出方式の適用を受ける労働者に関しては、こうした措置は行われない⁵⁵。

(4) 労働所得と年金との併給

2001年1月1日より、老齢年金については、従属労働による所得か独立労働による所得かを問わず、全額について併給が可能である(2000年12月23日法律388号72条)。

(5) 給付に関するその他の措置

i 付加年金

いくつかの強制的年金事業のもとで複数の被保険者資格を有する者は、主たる年金に加え、他の機関に納付した拠出に関する部分の年金(付加年金pensione supplementare)を受給することができる。付加年金の受給要件は、①他の機関の年金手当に関して受給資格を有すること、②付加年金を請求する年金基金において定められている受給年齢に達していること、ならびに③労働関係を解消していることである。付加年金についても、最低手当までの補完はなされない。

拠出方式の適用を受ける主体については、付加年金の申請や拠出の移転を行うまでもなく、複数の機関に納付した拠出の全額が考慮され、自動的に年金が支給される。各機関は、それぞれの事業に関して定められた規定に従い年金を算定したうえ、それぞれが受給者に対し年金を支給する。

ii 年金の付加

老齢年金の受給者が、労働活動を継続し、それに伴い拠出を行っている場合には、年金の付加(supplementi di pensione)を求めることができる。その場合、年金の発生日あるいは前回は行われた年金の付加のときから一定の期間を経過していることが必要である⁵⁶。

iii 社会的加算

年金受給者が60歳以上で、所得⁵⁷(配偶者の所得も算入する)が一定額(2000年における額は、年金受給者が60歳以上65歳以下の場合には年9,761,700リラ、65歳を越える場合に年10,411,500リラ)以下である場合には、社会的加算(maggiorazione sociale)の措置が行われる。

年 齢	57	58	59	60	61	62	63	64	65
転換指数 (%)	4.720	4.860	5.006	5.164	5.334	5.514	5.706	5.911	6.136

配偶者がいる場合には、その配偶者の所得が、社会手当額（2000年において年8,366,800リラ。6参照）以下のとき（すなわち、年金受給者が60歳以上65歳以下の場合には夫婦で計18,128,500リラ以下のとき、65歳を越える場合には計18,778,300リラ以下のとき）に加算が行われる。加算額は、年金受給者の所得が最低手当額以下の場合には定額（2000年における額は、60歳以上65歳以下の場合には月30,000リラ、65歳を越える場合には80,000リラ）であり、それ以上である場合には所得に応じて減額される。

iv 自動給付の原則

従属労働者は、使用者が拠出を怠ったときにも、給付に対する権利を獲得できる（自動給付の原則 *principio di automaticità*）。ただし、一定の期間内に拠出が納付されることが必要である⁵⁸。

6 社会手当

1995年年金改革は、従前の社会年金 (*pensione sociale*) に代え社会手当 (*assegno sociale*) の支給を規定している（ただし、経過措置として社会年金も併存している）。老齢年金および年功年金が労働者に対する給付であるのに対し、この社会年金および社会手当は、社会扶助 (*assistenza sociale*) としての性格を有し、困窮状態にある全ての市民を対象としている。

社会年金および社会手当の財源は、INPSのもとに設置された「扶助措置および社会保障事業支援に関する事業」（1989年3月9日法律88号37条）を通じて、国が負担する。

社会手当の受給には、①男女ともに65歳に達していること、②実際にかつ習慣的にイタリアに居住していること、③イタリア市民（なお、サンマリノに住む者、政治亡命者ならびにEU加盟国の市民およびその家族はイタリア市民と同視される）であること、④一定の所得要件⁵⁹を満たすことが必要である⁶⁰。支給される社会手当の額は、所得制限として定められた額から、社会手当申請者の所得を引いた差額である。

II イタリアの年金制度における法的従属性の重要性

以上のように、独立労働者と従属労働者との取扱いには、いくつかの点で差異があり（拠出率・算定率、みなし拠出の適用要件、自動給付の原則の適用等）完全に同じとはいえないものの、両者とも一般強制保険の適用を受け、同一の年金算定方式に基づいて報酬比例拠出・給付制が採用されているため、重要な部分で共通点が多いといえる。このことからすると、独立労働者と従属労働者に対する取扱いの差は、全く別個のシステムに基づくものというよりも、同一のシステムにおけるバリエーションの一形態と評価する方が相当であるように思われる。

また、イタリアの制度において特徴的なのは、独立労働者の中でも取扱いに差がある点である。たとえば、独立労働者の中でも協働労働者や専門労働者については、注文主にも拠出負担および納付の義務が課されており、従属労働者に対する取扱いに近い側面がある。一方で、農業分野の独立労働者に関しては、4段階のみなし拠出制が採用されており、従属労働者および他の独立労働者の拠出が完全に所得に比例しているのと対照的である⁶¹。このように、イタリアの制度においては、場面に応じて、法的従属性以外の点から被保険者を区別することがわかる。この点に鑑みれば、被保険者に対する取扱いに格差を設ける基準としてみた場合、法的従属性は、イタリアの制度上主要な役割を果たしていることは確かであろうが、唯一絶対のものとはまではいえないであろう。

このようにみると、イタリアの現行制度は、独立労働者（自営業者）の取扱いの点で、日本の制度とかなり異なる性格を有しているといえる。しかしながら、前述のように（第1章）、過去においては、イタリアでも独立労働者のみに定額拠出・給付制が採用されていた時期があり、日本の制度との共通点があった。このことからすると、イタリアの制度は、日本の制度のように自営業者と被用者とを峻別する制度から、現在のように同等に取り扱う制度へ変容してきたといえる。した

がって、イタリアの制度の発展およびその背景を明らかにすることは、日本の制度の進むべき方向性を検討する際に1つの手掛かりとなりうるであろう。そこで、次章では、独立労働者に対する取扱いの点を中心に、イタリアの年金制度の沿革を考察したい。

第3章 老齢年金制度の発展

第1節 被保険者の拡大

I 被保険者の範囲の変遷

イタリアにおける強制的な年金制度の創設として一般に知られるのは、1919年4月21日監国法律命令603号によって成立した強制保険制度である⁶²。この1919年法は、「15歳以上65歳以下の男女で、他者に従属して労働を提供する者」、すなわち、従属労働者を対象として、障害年金および老齢年金の支給を規定している。本法制定の結果、それ以前の任意保険制度（1898年3月17日法律350号）において被保険者であったブルーカラー労働者だけでなく、ホワイトカラー労働者なども、強制保険制度の被保険者として保護されることになった。ただし、ホワイトカラー労働者については、所得制限（年収3,600リラ以下）が定められた。これに対し、独立労働者に関しては、任意保険制度における被保険者資格のみが付与された⁶³。また、この任意保険制度への加入についても、無条件に認められたわけではなく、一定の所得要件を満たすことが必要であった。

もっとも、全ての独立労働者が、強制保険制度の被保険者から除外されたわけではない。折半小作農や借地農は、法的従属性がないにもかかわらず、年金制度への加入が義務付けられている（ホワイトカラー労働者同様、年収3,600リラ以下という所得制限の規定がある）。ただし、このような取扱いは、独立労働者に対する制度の適用というよりも、従属労働者との類似性に着目したものであった（後述Ⅱ1参照）。

また、折半小作農や借地農に対し加入を義務付ける措置は、一過的なものに終わっている。すなわち、ファシズム期初頭に、折半小作農および借

地農は、強制保険制度の被保険者たる資格を否定されたのである（1923年12月30日勅令3184号）。このように、法的な意味で従属関係のない労働者を強制的年金制度から除外する取扱いは、1950年代において小規模事業主に関する年金制度（自営農・折半小作農・小作農について1957年10月26日法律1047号、職人について1959年7月4日法律463号、商人について1966年7月22日法律613号）が成立するまで維持された。

一方、従属労働者に関しては、被保険者の範囲が徐々に拡大されている。まず、ホワイトカラー労働者について定められた所得制限は、段階的に緩和され、第二次大戦後には完全に撤廃された（1949年4月29日法律264号、1950年7月28日法律633号）。さらに、上級管理職に対して強制的年金制度への加入が義務付けられた（上級管理職に関するINPDAIの創設について1953年4月22日法律967号）。この結果、従属労働者に関しては、包括的に強制保険制度の保護が及ぶこととなった。

Ⅱ 被保険者画定の理論的および実際の側面

以上のことから、イタリアの強制的年金制度は、従属労働者を中心に発展してきたということができよう。しかしながら、立法者が、強制的年金制度から独立労働者を意図的に排除していると断言することは必ずしも正確ではない。

1 自由主義時代

1919年法の立法者は、「経済的に貧弱な状態（*modeste condizioni economiche*）」にある限りにおいて、独立労働者にも強制保険制度の保護を及ぼすべきであると明示している⁶⁴。こうした考えは、次のような二段階の立論から導かれるものと思われる。第一に、老齢は、就労不能を惹起する保険事故のように捉えられる。これは、立法者が、社会保険方式を採用した理由を、「経済的損害、すなわち賃金（*salario*）の減少を補償する」ことができるため⁶⁵と述べていることから推論される。したがって、老齢によって収入源を絶たれる労働者一般が、本法の対象である。第二に、「国による協力の必要性が低い階級」は、本法の対象者から除外する⁶⁶。ゆえに、経済状態が貧弱

であるか否かという指標が、対象者を限定する機能を果たすことになる。なお、15歳から65歳までのイタリア市民のうち、40%以上（約1,000万人）が本法の対象となったことを考えると、経済状態に関するこの指標は、それほど厳格なものではなかったといえる。いずれにせよ、このような貧弱な経済状態は、第三者への従属性の有無に関わりなく存在しうるものである。したがって、とくに独立労働者を排除する根拠とはならない。

以上のような考え方に従えば、貧弱な経済状態にあると認められる限りにおいて、折半小作農や借地農だけでなく、小規模の職人や工場主、商人、自営農に対しても、強制的年金制度への加入を認めるべきことになるだろう。1919年法の立法者もこの点を肯定している⁶⁷。

しかしながら、1919年法の立法者は、小規模の職人や工場主、商人、自営農に対して本法を適用するにあたり、次のような問題点を指摘している。すなわち、これらの独立労働者に関して、年金制度への加入を義務付けることができるかについて問題があること、そして、このような問題を抱えたまま、これらの独立労働者を強制的年金制度へ包含することは、本法の実効性に重大な影響をもたらすことになりかねないということである⁶⁸。

これらの独立労働者に対して年金制度への加入を義務付けるにあたり、具体的にどのような問題が存在するかということに関してはこれ以上の説明がない。ただし、折半小作農や借地農との比較により、1919年法の立法者がいう「問題」がいかなるものかについて明らかにすることができる。すなわち、折半小作農および借地農については、一般の独立労働者とは異なる以下の要素が存在すると判断されたために、強制的年金制度への加入が認められたのである⁶⁹。その第一は、経済状態および労働状態が狭義の労働者（従属労働者）と類似していること、第二は、ある労働者が折半小作農あるいは借地農であるかについて、判断することが容易であること、第三は、所得の評価が可能であること、そして第四は、使用者と同視しうる者（土地の所有者）が存在していることである。

前述のように、1919年法の立法者は、これらの要素のうち、第一の点（とくに経済状態）に関しては、小規模の職人や工場主、商人、自営農にも該当しうることを認めている。したがって、それ以外の要素、つまり、制度の実効性に対する評価の違いが、折半小作農および借地農とそれ以外の独立労働者とを区別する根拠になったといえる。

しかし、このうち第二に挙げられた判断の容易性に関しては、自宅で働く職人との判別が困難であると認められている⁷⁰にもかかわらず、在宅労働者は被保険者となっている。また、第三に指摘されているように、独立労働者の所得の評価に困難が伴うとしても、本法の立法者は、これを回避する技術的な方法を採用することができた。なぜならば、その後の立法によって「名目的な報酬を確定することが困難である労働者のいくつかのカテゴリーについては、平均賃金に関する表に基づき、賃金のクラスを決定する」ことが予定されていたためである⁷¹。また、農業分野の労働者については、本法の適用について様々な困難が存在することが指摘されているが⁷²、1919年の段階で強制保険制度への加入が義務付けられている。

以上の点を考慮すると、制度の実効性に関する問題点のうち、とくに第四の使用負担の点が障害となったと考えられる。

2 ファシズム時代

一方、ファシズム体制下の1923年において、折半小作農および借地農が強制保険制度の被保険者から除外された法的根拠は明らかでない。

もっとも、1919年法の制定過程における議論を参考にすれば、制度の実効性を考慮したうえでの措置ということもできるであろう。すなわち、1919年法は、土地所有者に対し、折半小作農および借地農のために拠出を負担すべきことを定めている。しかしながら、これらの土地所有者は、拠出義務の賦課を所有権への耐え難い干渉と受け取り、義務の履行を拒否していたといわれている⁷³。このように、土地所有者により拠出の負担が行われぬ以上、折半小作農および借地農に関して、制度の運用を円滑に行うことは困難である

と判断されたものと考えられる。

こうした状況に対応するための措置としては、国が使用者負担分を補完するという方法がありうるだろう。しかし、このような方法は、現実には認められないと考えられる。なぜなら、ファシズム期において、国は、「可能な限り社会保障制度および機関を調整し統一する」(労働憲章宣言26)役割を担っていたにすぎないためである⁷⁴。

以上に加えて、1923年12月30日勅令3184号による折半小作農や借地農の強制的年金制度からの排除に関して決定的な役割を果たしたのは、政治的な配慮であったとの推測が可能である。なぜなら、この勅令は、ムッソリーニ政府の成立(1922年10月31日)直後から行われた土地所有者に対する一連の優遇措置⁷⁵の1つとして捉えうるためである。このような優遇措置が行われた背景としては、地主や農業資本家がファシズムの有力な支持勢力であったということがある⁷⁶。この点を考慮すると、ファシズム政府は、支持勢力であった土地所有者の要求を、折半小作農および借地農の保護よりも優先させたという見方が可能であろう⁷⁷。

Ⅲ 独立労働者への拡大

以上にみたように、強制的年金制度から独立労働者が排除されてきたのは、理論上の理由というよりも、保護の実効性や政治的事情に配慮したためといえるように思われる。とくに自由主義時代においては、独立労働者に対し強制的年金制度を拡大することに対して、立法者は決して否定的ではなかったのである。

1950年代以降、適用対象を従属労働者に限定する従前の制度がさほどの障害なく(ただし、後述のように財政的事情からの制限がある)修正されたのは、このように、独立労働者に対し強制的年金制度を拡大する理論的素地がすでに存在していたためと考えられる。この点は、第二次大戦前後に現れた「ソーシャル・セキユリティー(sicurezza sociale)」の理念⁷⁸との関係で指摘しておかねばならない。

1 ソーシャル・セキユリティーの理念

イタリアにおいて「ソーシャル・セキユリ

ティー」という場合には、アメリカ合衆国の‘Social security act’(1935年)、大西洋憲章(1941年)、「ビヴァリッジ・プラン」(1942年)、世界労働会議のフィラデルフィア協定(1944年)などで、実現あるいは主張されたものが念頭に置かれているようである⁷⁹。すなわち、困窮からの解放を目的として、労働者だけでなく(したがって、従属労働者に限定することなく)、全ての個人に対して最低限の保障を実現するという考え方である。

このようなソーシャル・セキユリティーの理念が、立法や学説などに多大な影響を与えたことは否定できない。たとえば、1947年に労働省のもとに設立された社会保障改革委員会(1947年4月22日暫定元首令377号)は、フィラデルフィア協定において承認された考え方を引用して次のように述べている。すなわち、社会政策の本質的な任務は、「ソーシャル・セキユリティーの保護が必要な全ての人に対し、最低所得と医療扶助を確保するために、このソーシャル・セキユリティーという手段を拡大していくこと」である⁸⁰。

ただし、ソーシャル・セキユリティーの理念と社会保障(previdenza sociale)の理念とは、イタリアでは明確に区別されたと考えられる。このことは、上記の社会保障改革委員会における次のような叙述に現れている。すなわち、「社会保障は、自己および家族の生活の糧を労働から得ているというまさにその事実のために常に潜在的な困窮状態にさらされている全ての人を対象とすべきである」⁸¹。ここから、社会保障制度は、とくに労働者を対象とする制度として捉えられていることがわかる。そして、労働者とそれ以外の市民とが区別された理由は、両者の潜在的な困窮状態に差が存在すると判断されたためであることがうかがえる。

また、イタリアにおけるソーシャル・セキユリティーの受容は、純粹に理念上のものに終わったといえる⁸²。たとえば、前述の社会保障改革委員会は、次の2つの理由によりソーシャル・セキユリティーの理念の実現を断念した⁸³。第一に、この理念の実現は、この委員会による社会保障「改

革が目指すべき社会的保護 (protezione sociale) という目的を越えることになる」ということである。もっとも、この「社会的保護」は、先に述べた労働者保護の言い換えにすぎない。したがって、次の第二の理由が実際上重要である。すなわち、財政上の問題である。つまり、こうしたソーシャル・セキュリティーシステムの実行に伴う多大な財政上の負担は、国、したがって社会全体が負うことが前提となっている。しかし、当時のイタリアの経済状況では、このような財政負担を実現することができないと考えられたのである。

このように経済状況がソーシャル・セキュリティーを実現するほどに成熟していないと判断されたために、独立労働者への拡大は、労働者保護としての社会保障の理念に沿って行われたといえる。たとえば、先に述べた社会保障改革委員会は、労働者に対し社会保障の保護を提供すべきことを述べたうえで次のように続ける。すなわち、「別の方式においては除外されることがあるとしても、社会保障は、基本的に、全ての独立労働者—職人、自営農、小規模の借地人、小規模の商人、工場主あるいは事業主、自由専門職など—に拡大されるべきである」。

もっとも、この社会保障改革委員会が目的としていた労働者保護でさえ、完全には達成されなかった。すなわち、次に述べるように、独立労働者の領域では、普遍的な形で強制的年金制度の保護を及ぼすことが認められなかったのである。

2 小規模事業主に関する強制的年金制度の成立およびその発展

(1) 人的適用範囲の限定

ソーシャル・セキュリティーの理念が実現されなかった1つの理由が、イタリアの経済状況に対する配慮であったことは、前述のとおりである。そして、労働者に関する社会保障制度もまた、この経済状況という要素に大きく左右されることになった。独立労働者の保護範囲が限定的なものに終わったのは、この要素が影響した1つの例である⁸⁴。とくに、次のことは、独立労働者に対し普遍的に強制年金制度の保護を及ぼす際にマイナス

に作用した。すなわち、独立労働者に関する年金制度が設立された1950年代には、従属労働者に関する年金制度について国庫負担が実施されていたために⁸⁵、独立労働者についても、当然、国が何らかの負担を負うことが前提となったことである⁸⁶。

たとえば、自営農、折半小作農および小作農に関する年金制度を創設する際に、その立法者は次のように述べている⁸⁷。独立労働者に関して年金制度を制定することは、国にとって財政上の負担をもたらすことになる。この負担は、国が独立労働者に対して負うべきものであるが、「我々は、国の負担を徐々に拡大していく以外にないのであり、……こうした負担の拡大が行われるか否かは、当該カテゴリーに認められる窮乏の程度 (gerarchia delle necessità) に基づいて決定されるのである」。

要するに、立法者は、限られた財源を分配する際には、より貧困なカテゴリーを優先して行うべきだと考えているのである。そして、このとき一般強制保険の拡大対象とされた自営農、折半小作農および小作農は、カテゴリーの規模の大きさとその貧困状況との点で、他の独立労働者よりも年金制度への加入を義務付ける必要性が高いと判断されたと考えられる⁸⁸。さらに、引き続いて立法がなされた「職人、漁師⁸⁹、小規模の商人など他のカテゴリー」についても、「客観的にみて同様の正当性を有しうるのであり、国が同じように注意を払うべきである」と述べられている⁹⁰ことからすれば、これらの独立労働者も自営農等と同じ評価を受けたといえる。したがって、この結果成立した小規模事業主に関する独立事業は、経済的弱者保護としての性格を色濃く有していたのである。

(2) 経済的弱者保護の側面の後退

しかしながら、こうした経済的弱者保護としての性質は徐々に変化していくことになった。これは、自営農や商人について定められた所得制限（あるいはその代用となる）の規定が、1970年代に削除された点に現れている⁹¹。

まず、土地所有者等については当初、「家族全体の労働力により、当該土地の耕作や家畜の飼育および世話に通常必要な労働力の1/3以上を賄っている場合」(1957年10月26日法律1047号2条)に限り、自営農とみなすという規定が置かれていた。また、商人については、疾病保険の規定が準用され、「商業活動に伴う動産課税所得が年300万リラ未満であること」(1960年11月27日法律1397号1条)という所得制限が定められていた。このように、自営農や商人に限り所得制限が置かれたのは、その経済状態にかなりの格差があることが一般に認められていたためと考えられる⁹²。しかし、自営農に関する前記の規定は、1963年1月9日法律9号によって削除され、また、1990年8月2日法律233号では、その規模を問わず全ての農業事業主にまで保険義務が拡大された。さらに、商人の所得制限に関しても、1971年11月25日法律1088号により年500万リラ未満に修正され、さらに1975年6月3日法律160号において完全に廃止されている。したがって、これらのカテゴリーには、経済力に差のある様々な労働者が含まれるようになったといえよう。この点は、独立労働者に関する年金制度においても、徐々に経済的弱者保護の側面が後退したことを示すものであるように思われる。

3 被保険者の範囲拡大に関する新たな側面

(1) 1990年代における被保険者の範囲拡大

独立労働者カテゴリーにおける新たな被保険者の範囲の拡大は、1990年代まで待たねばならない⁹³。その最初のものは、1993年3月22日法律命令155号である。この法律命令は、「民事訴訟法典409条3号に定める労働活動を遂行する主体⁹⁴のうち、この活動との関係で年金金庫あるいは基金へ強制的に加入していない者」に対し、保険義務を拡大した(2条)。これらの労働者は、INPSの運営する被用者年金基金に対し、拠出を行うものとされている。この法律命令は、後に1993年7月19日法律243号へ転換されたが、前記の2条は採用されなかった。続く1993年12月24日法律537号は、「所得税統一法49号1条および2条a)の定める

活動を遂行する労働者」に対し、一般強制保険への加入を義務付けた。これらの労働者は、小規模事業主のうち商人カテゴリーへ包含されるものと規定されている。この1993年法律537号は具体的に実行されなかったものの、本法の基本的な考え方は1995年8月8日法律335号に引き継がれている。

(2) 被保険者の範囲拡大の特徴

以上のような一連の立法措置においては、経済的弱者保護の側面が希薄であるように思われる。なぜなら、先に挙げた2つの立法の対象となる主体には、取締役などかなり高額の所得を得ていると推測される者が含まれるにもかかわらず⁹⁵、所得制限の規定が置かれていないためである。この理由としては、次の3点が関係しているものと考えられる。

第一は、民事訴訟法典409条3号および所得税統一法49号1条および2条a)の対象となる労働者の一部は、すでに商人のカテゴリーに包含されていたことである(商業エージェント・代理業者、仲買人および仲介業者など)。そして、この商人カテゴリーの労働者に関しては、所得制限が撤廃されていた。したがって、この2つの立法が対象としている労働者のうち、強制的年金制度の適用を受けていなかった者に関しては、商人カテゴリーに含まれた労働者との均衡を図る必要があったと考えられる。

第二は、当該独立労働者の性格である。前記の2つの立法から分かるように、これらの立法において対象となった独立労働者は、法的には独立労働者であるものの、かなり曖昧な位置付けがなされていることがうかがえる。とくに、民事訴訟法典409条3号および所得税統一法49号2条a)の対象とする労働者が、従属労働者との社会的・経済的類似性(すなわち、経済的従属性や契約上の立場の脆弱性等)の点から、学説上「準従属労働者」と呼ばれてきたことも⁹⁶、その曖昧な性格を示すものといえよう。

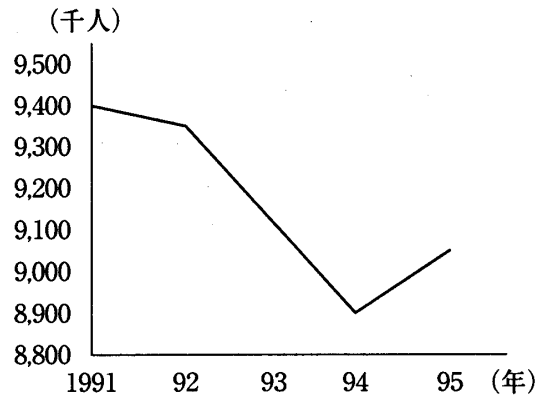
したがって、このような労働者の保護については、従属労働者制度との均衡をも視野に入れて、

制度設計をする必要があったと考えられる。ただし、従属労働者との類似性に関しては、次の点に注意する必要がある。すなわち、従属労働者および準従属労働者のいずれについても、経済的従属性や契約上の立場の脆弱性等が必須の要件と考えられていないということである。たとえば、従属労働者の年金制度に関しては、上級管理職にも保険義務が拡大されている(1953年4月22日法律967号等)⁹⁷。また、準従属労働者のカテゴリーについても、取締役等が含まれるようになった結果、その性質が変容したと考えられる⁹⁸。したがって、従属労働者および準従属労働者のカテゴリーには、経済的・社会的に多様な性質を有する労働者が含まれているのである。

第三に、保険義務拡大の目的が関係していると考えられる。上記の立法措置はいずれも、労働者への保護という側面を有する一方で、すでに年金制度への加入が義務付けられた労働者が不利になることのないように、労働者間の均衡を図るものとしても捉えうる⁹⁹。すなわち、これらの立法は、強制的年金制度への拠出という労働コストを免れることによって、不当に安価な労働力を調達しようとする注文主が生じることや労働市場で著しく有利な立場に立つ労働者が現れることを回避する目的を有していると考えられる¹⁰⁰。

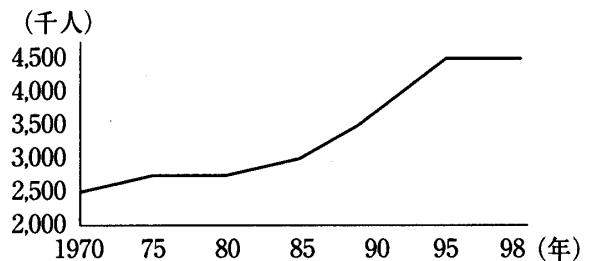
この第三の視点は、従来着目されてこなかった新しいものである。このような見方がなされるようになったのは、拠出率が著しく上昇した今日において、強制的年金制度への包含を「労働者の保護」と捉えない労働者が現れてきたためと考えられる。このことは、とくに、成熟化の進んだ一般強制保険の被用者年金基金において当てはまる(グラフ3-1および3-2参照)。このような状況のもとでは、イタリアの経済状況を考慮して強制年金制度へ加入を「制限」という視点は、必ずしも適切ではないのであろう。労働市場における競争という点から労働者間の均衡を図る必要性が認識されるようになったために、保険義務を独立労働者にも「拡大」していくことの方が、むしろ要求されるようになってきたのである。

グラフ3-1 被用者年金基金被保険者数



INPSホームページより作成

グラフ3-2 被用者年金基金老齢年金受給者数



ISTAT, Il sistema pensionistico italiano: beneficiari e prestazioni, 1997, Roma p. 42より

第2節 拠出および給付に関する制度の発展

前節でみたように、イタリアの強制的年金制度では、被保険者の拡大に伴い、独立労働者に関する制度の性質が徐々に変化し、従属労働者に関する制度との差異が相対化する傾向があると考えられる。そして、イタリアの年金制度がこのような発展傾向にあることは、視点を換え拠出および給付に関する制度を検討することによって一層明確になるだろう。

I 拠出および給付に関する制度の変遷

強制的年金制度の創設を定める1919年4月21日監国法律命令603号は、年金算定方式として拠出方式を採用している。そして、この拠出方式のもとでは、拠出が報酬に比例する形で算定されたために、給付もまた報酬に比例することになった。その後、第二次大戦の影響によるインフレのために年金算定方式の修正が行われた際にも、拠出に基づいて給付を算定するという拠出方式の基本構造自体は維持された(1952年4月4日法律218号)。

拠出方式は、1950年代から60年代において成立した小規模事業主の年金制度についても採用されている（自営農・折半小作農・小作農について1957年10月26日法律1047号、職人について1959年7月4日法律463号、商人について1966年7月22日法律613号）。ただし、従属労働者の拠出が報酬比例制だったのに対し、独立労働者の拠出は定額のみなし制であった。そのため、年金給付に関しても、従属労働者の場合は報酬に比例するのに対し、独立労働者については定額制に位置付けられるものだったのである。

以上の仕組みは、1968年における報酬方式の導入により、従属労働者については大きな変化を受けることになる（1968年4月27日大統領令488号）。これに対し、独立労働者については、1968年以降も従前の拠出方式が維持された。定額制と報酬比例制という従来からの相違に加え、年金算定方式の点でも以上のような区別がなされたために、この時期の独立労働者制度と従属労働者制度とは、拠出および給付に関する制度の点で、かなり異なる性格を有することになった。

独立労働者制度と従属労働者制度との二極化ともいべきこのような状況は、1990年に解消される。すなわち、1990年8月2日法律223号は、独立労働者の拠出および給付について定額制の適用を廃止したうえで、独立労働者に対して報酬方式を導入したのである（ただし、自営農等については定額制が維持された）。1990年以降も、拠出および給付の仕組みについて立法によりいくつかの重要な修正が行われるが（年金算定の基礎となる平均報酬（所得）に関して、労働関係の最後の数年間に得た報酬（所得）の平均から、全就労期間の報酬（所得）への変更を定めた1992年12月30日委任立法503号、報酬方式から拠出方式への転換を定めた1995年8月8日法律335号など）、独立労働者と従属労働者には基本的に同一の規制が適用されている。

II 拠出および給付に関する制度の意義

以上のように、拠出および給付に関する制度が現在のように統一される前には、かなり長期にわ

たり、独立労働者と従属労働者とで立法上異なる対応がなされてきたといえる。こうした対応の差の基礎にある考え方を明らかにするために、まず、拠出および給付に関する制度の意義を一般的な見地から検討しよう。

1 定額制および報酬¹⁰¹比例制

被保険者の範囲が強制的年金制度の成立当初からかなり広範であったことは、拠出および給付に関する仕組みにも少なからず影響を及ぼした。これは、1919年法の立法者が、定額拠出制を採用しなかった理由として述べていることからうかがうことができる¹⁰²。すなわち、「全ての被保険者に対し拠出を同額に設定するシステムでは、……賃金の低い者にとって負担可能な水準まで全ての拠出を調整」する必要があるために、「賃金の高い労働者にとって年金が不十分になる」と説明されている。このことからわかるように、本法の立法者は、強制的年金制度の対象者を「経済的に貧弱な」労働者としながらも（前節II 1参照）、対象者の経済的多様性を意識していたのである。そして、このような多様性を考慮する必要があったのは、まさに、被保険者の範囲が広範であったためと考えられる。

一方、1919年法の立法者は、定額拠出制をその簡便性（とくに徴収手続き面において）の点では評価した¹⁰³。しかしながら、労働が断続的に行われる場合には拠出が細分化されることになるため、この利点が生かされるかについて疑問視している。

このように、1919年法の立法者は、一面では、実際的理由により、定額拠出制と賃金（報酬）比例拠出制の適否を判断していたことがうかがわれる。ただし、それだけでなく、賃金（報酬）に応じて拠出を定めるシステムは、「理論上最も望ましい」と述べられていることを指摘しておく必要がある¹⁰⁴。もっとも、このように評価される理論上の理由は、具体的には述べられていない。だがおそらくは、拠出と給付との関係について、「定額拠出・定額給付制」および「賃金（報酬）比例拠出・賃金（報酬）比例給付制」という2つの選択肢だけを前提としたうえでの評価と推測される。

そして、前述のように、本法の立法者は、障害および老齢に関する強制保険制度に対し「賃金の減少を補償する」という役割を付与している（前節Ⅱ1参照）。そうであれば、老齢年金は、賃金（報酬）に比例すべきものということになる。ここから、賃金（報酬）比例拠出制が理論上最も望ましいという前記のような評価につながったと考えられる。

もっとも、1919年法の立法者も、一部の労働者に関する報酬の評価について、平均賃金（報酬）制などの特別な配慮（すなわち、定額制の採用）が必要と考えていたことは、すでに述べたとおりである（前節Ⅱ1参照）。ただし、定額制を規定するかどうかについては、後の立法に委ねられていた。実際に定額制が採用されたのは、ファシズム期になってからである¹⁰⁵。

場合によって定額制を採用する必要があることは、第二次大戦後の共和国期においても度々確認されている。たとえば、1947年に設立された社会保障改革委員会は、基本的には、拠出に関して報酬比例制が望ましいとしながらも、次のように述べている¹⁰⁶。すなわち、「いくつかのカテゴリー（家内労働、在宅サービス従事者、ポーター、港湾労働者、もっぱらあるいは部分的に、現物や手数料、利益分配の形で報酬を受ける労働者、農業労働者および共同農業者など）については、労働が提供される方法、報酬の特殊性、実際上の雇用状況に関する評価の困難性の点で、実際上の報酬を評価することが困難であるか、場合によっては不可能であると認められる。したがって、……これらのカテゴリーについては、基礎拠出を……平均報酬あるいはみなし報酬に基づいて定めるべきである」。また、1963年の経済労働国民会議（CNEL）¹⁰⁷による「社会保障改革に関する考察および提案」¹⁰⁸は、独立労働者について、平均所得に基づくみなし所得制を採用することを提案している。

2 拠出方式および報酬方式

以上のように、障害および老齢に関する強制保険制度に対し「賃金の減少を補償する」という役

割が付与されたこととの関係で、次の点を検討する必要がある。すなわち、賃金（報酬）の減少に対する補償を提供する方法としては、給付を賃金（報酬）に基づいて算定する報酬方式もありえたにもかかわらず、1968年以前の制度において、拠出に基づいて給付を算定する拠出方式が採用されたのはなぜかという点である。

(1) 拠出方式

拠出方式を採用した理由に関して、1919年法の立法者は次のように述べている。すなわち、「障害および老齢のための保険と、その他の社会保険（労災および疾病）との間には、……相違点が存在するために、後者の社会保険において、給付は、被保険期間の規制、すなわち納付した拠出総額とは無関係に、賃金に比例すべきことになる。これに対し、少なくとも一般に認められているように、障害および老齢のための保険に関しては逆のことが妥当する」¹⁰⁹。

このように、労災保険等の社会保険給付と区別されたことによって、障害および老齢に関する給付は、賃金（報酬）よりも拠出に比例すべきものと考えられたのである。しかしながら、障害および老齢保険とその他の社会保険との間に、具体的にどのような相異点があるのかが明らかにされていないため、このような主張の根拠は不明確である。

したがって、1919年法の立法者の意図を理解するには、当時、障害および老齢保険がどのように位置付けられていたかを検討する必要がある。この点について、ブルーカラー労働者に関して任意保険制度を創設した1898年3月17日法律350号は1つの手掛かりとなる。すなわち、この1898年法の立法者は、就労期間中に行われた貯蓄について「老齢期および障害を受けた期間において、最も根本的な生活上の需要を充足させるもの」と位置付けたうえで、「この貯蓄を増加させる」という役割を前記の年金制度に課していたのである¹¹⁰。このことは、その当時のイタリアにおいて、年金給付と貯蓄とがほとんど同意義に捉えられていたことを表すものといえよう。

1919年法は、この1898年法を引き継ぐ性格を有しているために、上記に述べた1898年法の考え方の影響を受けているものと思われる。したがって、1919年法における障害および老齢保険の意義ならびに拠出方式採用の理由は次のように解すべきことになろう。

つまり、障害老齢保険は、被保険者が障害あるいは老齢という事故に遭った場合に、これらによって生じた損害（具体的には、所得の減少および喪失）を填補するという目的を有している。しかし他方で、当該保険の原型となった制度の当初の目的からすれば、労災保険等と比べて、貯蓄の強制および補助に近い性質を有していることも否定できない。このような2つの性質を反映させるものとして、拠出方式は最も適している。なぜなら、納付した拠出額に応じて給付を付与すると同時に、労働者の得ていた報酬と拠出とを比例させることによって、間接的な形ではあるが、この報酬と給付とを関連付けることができるためである。

(2) 報酬方式

1919年法により採用された拠出方式は、基本的に、ファシズム期においても維持される。

しかしながら、公務員など一部の労働者については、一般強制保険からの適用除外という形で、最終的な報酬に比例した退職手当が支給されるようになった(1935年10月4日法律勅令1827号34条)。共和国時代になると、民間労働者との均衡を失うとしてこの点が批判されるようになっていく¹¹¹。

さらに、第二次大戦後のインフレのために、積立方式の根本的な見直しが必要になった。これに伴い、拠出方式に基づく前述の年金算定方式もまた修正を迫られることになったのである(1952年4月4日法律218号)。すなわち、拠出は、積立方式に基づく「基礎拠出」(1939年4月14日法律勅令636号に定める拠出に相当する)と、賦課方式に基づく「調整拠出」とに整備された。年金給付は、基礎拠出のみに基づいて算定される。具体的には、1939年法律勅令に基づき算定された年金額に一定の率を乗じた額が年金として実際に給付さ

れる。調整拠出は、基礎拠出額と年金給付額との差額を補充する役割を果たす。さらに、前記の方法で算定された年金額が一定額まで達しない場合には、年金額を当該額まで補完する。

また、1963年におけるCNELの提案¹¹²が、拠出方式から報酬方式への転換に関して指針となったといわれている¹¹³。このCNELの提案は、次のような内容を有している。すなわち、全ての者に対し最低保障として定額の給付を付与すると同時に、労働者に関しては、「労働期間、ならびに、拠出賦課賃金に比例した」給付を保障するというものである。

このように、この時期までに以上に述べたような様々な状況、すなわち、民間労働者および公務員の均衡を求める要求が高まっていたこと、拠出方式の修正、そして、そもそも老齢年金が両義的な性格を有していたこと(つまり、貯蓄類似のものか、損害の補償に近い性格をもつのが曖昧であったこと)等が相俟って、報酬方式を受容する素地を形成していたものと考えられる。

もっとも、以上のような事由が、報酬方式、とくに、1968年4月27日大統領令488号において定められたような最終的な報酬を基準とする方式のみを正当化するものとはいえない。なぜなら、民間労働者と公務員の均衡については、民間労働者を基準として調整する方法も考えられるためである(事実、1995年の年金改革はこうした考え方を基本としている)。また、CNELの提案は、拠出方式のもとでも実現することが可能である(拠出を報酬に比例させることによって、間接的に報酬比例の年金を給付することができるため)。さらに、最終的な報酬を基準とすることは、CNELの提案を越えている。そして、労働者については、1947年に設立された前述の社会保障改革委員会もまた、CNELと同内容の主張をしている。しかし、このときには、報酬方式への転換は行われなかったのである。以上のことを考慮すると、1968年における報酬方式の導入は、純粋に、この時期の労働運動の成果として評価できるように思われる¹¹⁴。

なお、報酬方式への転換に伴う財政支出の増加は、もっぱら使用者によって負担されている。すなわち、一般強制保険における拠出率の上昇は、ほとんど使用者によって引き受けられた¹¹⁵。このように、報酬方式は、使用者の譲歩のうえに成り立っていたのである¹¹⁶。一方、前記の1968年大統領令においては国庫負担が定められなかったため、国は過大な負担を回避することが可能だったといえる。

Ⅲ 二極化とその解消

1 独立労働者に関する定額制の採用

以上のように、従属労働者に関しては一貫して報酬比例制の年金算定方式が適用されたのに対し、小規模事業主については当初、定額制が採用された。

もっとも、1968年以前の小規模事業主制度において採用された年金算定方式は、従属労働者制度に適用された方式（1952年4月4日法律218号）と同一であった。すなわち、小規模事業主制度および従属労働者制度のいずれも、修正された形ではあるが拠出方式の適用を受けていたのである。ただし、従属労働者については23の報酬クラスが定められているのに対し、小規模事業主についてはみなし所得制が採用されている点に差異が存在した（基礎拠出は、前述した23の報酬クラスのうち、下から第3クラスの適用を受ける。また、調整拠出も定額）。この結果、年金給付額は、拠出期間のみに比例することになり、所得の差は反映されなかったのである。一方、農業分野については、従属労働者にも定額制が採用されたため、自営農、折半小作農および小作農との間で差はなかった。

このような従属労働者制度と小規模事業主制度との取扱いの差が決定的なものとなったのは、1968年以降である。すなわち、従属労働者については報酬方式が導入されたのに対し、小規模事業主については従前の枠組みが維持されたのである（1968年4月27日大統領令488号）。この結果、一般強制保険は、報酬方式・報酬比例制の従属労働者制度と修正拠出方式・定額制の独立労働者制

度という二極化の様相を呈するに至った。

2 定額制採用の根拠

このように、小規模事業主に対し、みなし所得制、すなわち定額制を採用した理由として、立法者はいくつかの事由を挙げる。第一に、小規模事業主の経済状態はいずれも貧弱であり、そもそも所得の差を考慮した制度設計を行う前提に欠けるという点である。第二に、小規模事業主については、拠出に関する制度について特別な配慮が必要という点である。そして第三に、公的年金の果たす役割は、最低所得の保障にとどまるべきという点である。

小規模事業主の年金制度が、経済的弱者保護としての性格を有していたことは、前述したとおりである（前節Ⅲ2参照）。このことは、第一の点を支持する根拠となろう。職人については、所得制限が規定されなかったために、経済的に多様な労働者を含む可能性があったが¹¹⁷、自営農や商人については、所得制限（あるいはこれと同じ機能を果たすもの）の規定が置かれているため、対象者の全てが貧困であり所得の差を考慮する必要はないという理由付けが当てはまるものと思われる。

拠出に関する制度について特別な配慮が必要という第二の点は、職人の年金制度に関する立法過程において指摘された点である。この点に関して、定額制の支持者は次のように述べている¹¹⁸。「職人というカテゴリーの経済力は、極めて多岐にわたる。ゆえに、それに応じた拠出の水準あるいはクラスを設けるべきだったかもしれない。しかし、このカテゴリーについては、保険料の決定を可能にする財政的基礎要素が欠けているために、……拠出を公正に定めることが非常に難しい。実際、被保険者の所得にしたがって負担を考慮し、拠出の基準を定めれば、その基準は複雑なものになる」。このように、所得比例制を採用するメリットよりもデメリットの方が大きいと考えられたのである。

なお、こうした定額支持者の主張については、所得比例制の支持者から、所得に関する直接申告制や選択制の採用という提案があった¹¹⁹。しかし、

「保険が強制的なものであるために、拠出の水準を個人の自由裁量に委ねることはできない」という理由により、この提案は受け入れられなかった。直接申告制や選択制を否定するこうした理由の趣旨は、これ以上の叙述がないため必ずしも明確ではない。しかし、公的年金制度の目的として一般に認められていることを考慮すれば、次のような趣旨であると考えられる。すなわち、所得の不正申告が行われれば、所得比例制のもとでの年金水準は、生活保障としての実体を喪失する可能性がある。このことは、賃金填補であれ強制的貯蓄であれ、老後の生活保障を確保するという年金制度の目的からは看過しえないのである。

公的年金制度の役割に関する第三の点も、職人に関する年金制度の立法過程において主張されたものである。こうした考え方は、次のような叙述に典型的に現れている¹²⁰。すなわち、「イタリア経済構造の強化に伴い、私的保険が本来の機能を完全に回復している」現在においては、「強制的保障だけでなく、補完的保障を行う補足的かつ任意的なあらゆる方式を発展させるために」、「私的保険が拡大する領域を残しておく方がむしろ適しているように思われる」。また、「このような補足的かつ任意的な方式は、最も弾力性に富んでいるために、……極めて多様な状態にあると認められる主体に対し実効的に調整を行うものとして最適であることは間違いない」。一方、「強制的システムにおいて、拠出水準やクラスの多様性を実現することは、回避すべきであるように思われる」。なぜなら、公的財源が投入される以上、社会保障手当は「できるだけ全ての関係者にとって平等な方法で」付与されるべきものだからである。以上から明らかなように、立法者は、公的年金と私的年金との役割とを明確に区別している。すなわち、公的年金については、定額給付を基本とし、所得の多様性を反映させるという役割は、もっぱら私的年金が担うものとされているのである。さらに付言すべきは、立法者は、このような公的年金と私的年金との区別を、独立労働者に限定する意図はなかったという点である。なぜなら、「この問

題は、従属労働者についても存在している」のであり、従属労働者について「障害および老齢のための任意保険の再検討および現代化をできるだけ早く行うことを期待する」と述べられているためである¹²¹。

以上に加えて、従属労働者について最終報酬に基づく報酬方式が採用されたことが、独立労働者に対し所得比例制を導入する障壁となった。すなわち、このような報酬方式による年金の給付は、拠出の増額のうえに成り立っていた。そして、この拠出の増額が可能であったのは、増額に伴う財政負担の多くを使用者が負担していたためである（II 2(2)参照）。しかし、独立労働者の場合には、このような拠出を自ら負担しなければならなかったために、従属労働者と同等の取扱いをすることが困難だったのである¹²²。

3 制度の修正

(1) 独立労働者に関する所得比例制の導入

しかしながら、小規模事業主制度と定額制との連関性は、次第に修正されるようになる。まず、小規模事業主に関する拠出の徴収方法が修正された直後に、これらの労働者についても所得比例拠出が徴収されるようになった（1982年2月25日法律54号）¹²³。もっとも、この所得比例拠出は部分的なものである。すなわち、定額の基礎拠出および調整拠出に加えて、所得比例の付加拠出を負担する義務が課されたのである。なお、職人や商人だけでなく、自営農、折半小作農および小作農に対しても、所得比例の拠出が定められている¹²⁴。

(2) 修正の要因

このような制度の変更は、定額制の支持者が想定していた小規模事業主制度あるいは公的年金制度自体の目的や性質と、実際のそれとが乖離したためと考えられる。

たとえば、2に挙げた定額制採用の根拠のうち、小規模事業主の経済状態に関する第一の点については、小規模事業主制度の適用者が拡大するにつれ、その経済状態に対する評価が変化したものと思われる。すなわち、前節において述べたように、自営農や商人について定められた所得制限は、段

階的に引き上げられ、最終的に撤廃されている。これにより、小規模事業主制度についても、多様な経済力を有する労働者が含まれるようになった。

このような被保険者の多様化はまた、拠出に関する制度について指摘された第二の点との関係で、定額制と所得比例制の有するそれぞれの利点および欠点を再評価する契機となったように思われる。すなわち、所得比例制の採用（より正確に言えば所得の不正申告）により生じうる弊害、つまり、年金水準の低下とそれに伴う老後の生活保障の形骸化は、定額制の採用により常に回避しようとは限らない。なぜなら、定額制のもとでは、拠出負担能力の差を考慮して拠出を低額に定める必要がある、その結果、給付もまた低水準になりやすいためである。

こうした傾向は、とくにイタリアのように瞭然たる経済格差（南北間格差）が存在する国では、顕著に現れてくる¹²⁵。実際、独立労働者に関して、23クラス（1965年7月21日法律903号により30クラスへ変更）のうちの下から第3クラスという報酬区分の設定は、南部の後進地域に配慮した結果である¹²⁶。また、この時期の小規模事業主については、年金額が基礎拠出額に基づいて算定されるため、この基礎拠出が低額であれば、当然給付も低水準となる。このような低額の給付は、高所得者ばかりでなく、平均的な所得層の小規模事業主にとっても、極めて不十分なものであったと考えられる。実際、職人および商人のカテゴリーからは、1970年代後半以降所得比例制の導入が強く要求されていた¹²⁷。このように定額制の欠点が現実化しやすい社会においては、所得比例制に対する肯定的な評価の方が相対的に高まるであろう。

さらに、公的年金と私的年金との役割分担に関する第三のような考え方については、従属労働者に報酬比例制の年金方式が維持されたことにより、従属労働者の領域では放棄されたと考えられることができる。換言すれば、所得の多様性は、公的年金制度の中でも尊重されるべきであるという考え方が確認されたことになろう。こうした考え方の転

換にあたっては、1965年において、社会年金が導入されたことが大きいものと思われる（1965年7月21日法律903号）。この結果、国庫負担により全国民に対し最低所得保障を提供する制度と、労働者および使用者の拠出により労働者に対し従前の保障を確保する制度とが明確に区別されたのである¹²⁸。このように、年金給付の財源が公的財源と分離されている限りにおいて、公的年金制度の中で所得比例年金を付与することが正当化されたと考えられる。

従属労働者に関する年金制度について、従前所得保障という性格が最終的に維持された以上、独立労働者制度のみに公的年金の役割に関する第三のような考え方を適用する理由はないだろう。また、実際にも、従属労働者および独立労働者それぞれの制度に様々なタイプの労働者が含まれていたために、従属労働者制度および独立労働者制度を区別する合理的な理由が見出しがたかったといえる。すなわち、従属労働者に関する年金制度のカテゴリーには、在宅労働者や家族労働者、協同組合の組合員など、従属性の要件を充足しているかに関して曖昧な点がある労働者が含まれている。この在宅労働者や家族労働者に関しては、自宅で働く職人との区別が困難である。また一般に、商人に関する独立事業への加入を義務付けられた商業エージェント・代理業者、仲買人および仲介業者などの準従属労働者と従属労働者との均衡が問題となろう。さらに、これ以外の準従属労働者に対し保険義務を拡大する際には、被用者年金基金に含めるのであれ、他の独立労働者同様に独立事業を設立するのであれ、いずれの制度の適用を受けるかによってかなりの差が生じる従来のシステムを見直す必要があったと考えられる¹²⁹。

以上のように、小規模事業主制度の創設時において主張された定額制採用の根拠は、被保険者の拡大およびそれに伴う被保険者の多様化が進むにつれ、その妥当性を欠くか、あるいは、相対的に重要性が低下したと考えられる。農業分野以外の独立労働者に対して報酬方式が導入され、完全な所得比例拠出・給付制が採用されたのは（1990年

8月2日法律233号),このような状況の変化との関係で捉えることができるだろう。

(3) 制度の合理化

この1990年8月2日法律233号により独立労働者への適用が定められた報酬方式は、いくつかの点を除いて¹³⁰、従属労働者の場合と同じであった。このため、従属労働者の報酬と独立労働者の所得が同額で、拠出を行った期間が同じである場合には、独立労働者は、従属労働者と同額の年金を受給することになった。

しかしながら、独立労働者について従属労働者と全く同じ報酬方式を適用することには、1つ決定的な問題があった。すなわち、拠出の取扱いである。

独立労働者に対して従属労働者と同水準の拠出(1990年代初めの従属労働者の拠出率は26~27%台。うち、労働者負担分が7~8%台)を課すことは、独立労働者が基本的に単独で拠出を負担することを考えると困難である。とくに、経済力の乏しい小規模の独立労働者にとって、所得の30%弱もの拠出額は、きわめて過重な負担となる。したがって、独立労働者については、従属労働者よりも拠出率を引き下げざるをえない。実際、1990年に導入された報酬方式のもとでも、独立労働者に適用された拠出率は従属労働者の約1/2(1990年で12%、1993年から15%)であった。しかし、この結果、独立労働者は、従属労働者と同額の年金を、従属労働者の約半分の拠出負担によって受給できることになったのである。

こうした拠出と給付との不均衡は、就業形態を歪める可能性を孕んでいるといえる。すなわち、労働者側からみれば、従属労働形態であろうと独立労働形態であろうと、それほど大差ない拠出負担で同額の年金給付を受けうる。一方、潜在的に使用者となりうる者についてみると、従属労働者を雇用するか独立労働者を用いるかによって、拠出負担が全く異なるので、できれば従属労働者を雇うことを避けようとするだろう。あるいは、拠出負担を回避するために、従属労働関係を隠蔽・仮装することも考えられる(前節Ⅲ3(2)参照)。

したがって、独立労働者についても、拠出と給付との均衡を確保し、また、年金制度が就労形態に与える影響をより中立的なものにするには、制度に修正を加える必要があったのである。

そのための方法として、1990年当時の立法者は、独立労働者と従属労働者に同水準の拠出率を適用することを念頭に置いていた(1990年法律233号17条)。しかし、この方法を実際に用いることは容易ではなかったと考えられる。まず、独立労働者の拠出率を引き上げることは、前述のように小規模の独立労働者の負担を考えると困難である。結局、このような独立労働者のためには、国が何らかの形で負担を引き受けることが必要になるであろう。こうした財政負担は、強制的年金制度の適用を受ける独立労働者が少数である限り、相対的に小さなもので済むかもしれないが、独立労働者への保護を拡大するというイタリアの一般的な傾向の中では、年金財政を圧迫する要因となることが予想される。他方で、従属労働者の拠出率を独立労働者の水準に引き下げること、イタリアにおいてはほとんど不可能である。なぜならば、少なくとも現在は、今後予想される急激な高齢化に備えて、現在適用されている拠出率の水準を維持していかなければならないためである。

このように、イタリアにおいて独立労働者と従属労働者とを拠出の側面において完全に同一に取り扱うことは限界がある。したがって、1995年の年金改革においては、独立労働者と従属労働者との拠出率の差を前提としたうえで、問題点の改善を目指すことになったと考えられる。

年金算定方式が報酬方式から拠出方式へ転換されたのは、このための1つの方法といえよう。すなわち、これによって、独立労働者と従属労働者との拠出率に差を設け、同時に、独立労働者についても拠出と給付の均衡を確保することが可能になるのである。また、準従属労働者等に関して、その注文主に対して拠出負担の義務が課されたことも、従属労働者との均衡を図るためと考えられる。これによって、注文主が準従属労働者を利用した場合と、使用者が従属労働者を雇った場合と

の労働コストの差は、従来よりも相対的に小さくなるのである¹³¹。この限りにおいて、年金制度が就労形態に与える影響はより中立的になったと評価できる。

なお、年金算定方式の転換は、独立労働者だけでなく従属労働者についても同時に実施されている点が注目される。この点、単に独立労働者に関する拠出と給付との均衡の確保が目的であれば、独立労働者だけに拠出方式を適用し、従属労働者には報酬方式を維持するという選択肢もありえたはずである¹³²。それにもかかわらず、従属労働者についても年金算定方式が拠出方式に転換されたことからすれば、独立労働者と従属労働者に対し同一の規制を適用することが明確に意識されていたといえよう。

第4章 おわりに

本稿では、独立労働者と従属労働者に対する取扱いの点からイタリアの老齢年金制度を検討した。これまでの検討から確認されたのは以下のことである。

まず、イタリアの現行老齢年金制度においては、独立労働者と従属労働者に対する取扱いが区別されながらも、その格差はそれほど顕著でないといえる。とくに、独立労働者であるか従属労働者であるかを問わず、報酬（所得）比例拠出・給付制が適用されていることは、日本の制度と対照的である。また、場合によっては、法的従属性以外の基準により、被保険者の取扱いに差異を設けていることもわかる。このことから、イタリアの現行制度では、法的従属性が、被保険者を区別するメルクマールとして常に決定的な役割を果たしているわけではないことがうかがえる。

このように、独立労働者と従属労働者とを同一取扱う傾向は近年生じてきたものであり、当初から自明の理であったわけではない。すなわち、第一に、独立労働者に対する強制的年金制度の適用は、従属労働者よりもかなり遅れた。また、第二に、独立労働者に対し制度の適用が拡張された後も、拠出および給付の仕組みに関して従属労働者

と異なる取扱いがなされていた（従属労働者について報酬方式・報酬比例制、独立労働者について拠出方式・定額制）。

しかし、第一の点に関しては、次のことを指摘しておかねばならない。すなわち、強制的年金制度が創設された当初の目的からみれば、独立労働者と従属労働者のいずれについても制度を適用することが前提となっていたのである。独立労働者に対し強制的年金制度への加入が制限されてきたのは、理論的理由というよりも、むしろ実効性に対する懸念やイタリアの経済状況に対する配慮のためであったといえる。しかしながら、今日においては、すでに強制的年金制度の適用を受けている主体とそうでない主体との均衡を図るという観点から、独立労働者に対しても保険義務が拡大される傾向にあると考えられる。

また、第二の点に関して、独立労働者について定額制が採用されたのは、保険義務の課された独立労働者の経済的側面、所得比例制の適用に伴う弊害および公的年金制度の役割に関する考え方などの点が考慮されたためであった。しかしながら、被保険者の拡大が進むにつれ、以上のような事由は、独立労働者に関する年金制度が設立された当初ほどの妥当性を維持することができなくなった。すなわち、一方では、経済的に多様な側面を有する労働者が独立労働者に関する独立事業に取り込まれるようになったために、定額制ではこれらの労働者の期待に十分に答えることが困難になった。他方で、独立労働者と従属労働者との中間に位置付けられるような労働者が強制的年金制度の対象者となったために、制度間格差を解消する実際的な必要性が生じ、また、かかる必要性はこうした中間的な労働者に対しさらに保険義務を拡大する前提でもあった。このように、独立労働者のみに定額制を適用することの妥当性が低下するに伴い、所得比例制を導入し制度間の調整を行うことに対する要求が相対的に高まったと考えられる。さらに現在では、従属労働者との均衡を確保し、より合理的な形で独立労働者に所得比例制を適用するために、制度の仕組みが改良されているといえる。

以上のように、イタリアの強制的年金制度においては、従来のシステムに変化が生じ、独立労働者制度と従属労働者制度という二極的あるいは二元的な構造が解消される方向にあると考えられる。就業形態の多様化および流動化が予想される今、このようなイタリアの動向は、日本の制度との関係でも極めて興味深い現象である。

もっとも、イタリアの制度が実際に日本の制度にとって参考になるのかを判断する場合には、社会状況や就業形態のあり方、公的年金制度の趣旨目的、関連する他の制度（税制度など）の仕組み等について両国の相違を十分に把握したうえで、より多角的に検討することが必要であろう。また、二極化の解消の及ぼす影響をより総合的に（すなわち、その長所だけでなく短所も踏まえて）評価することも不可欠であろう。これらの点に関しては、今後の研究課題としたい。

- 1 保険料免除には、障害年金の受給者、生活保護法の生活扶助受給者等に認められる法定免除と（国民年金法89条）、無所得者、生活保護法の生活扶助以外の扶助受給者（あるいは当該扶助を受給する世帯に属する者）、地方税法の障害者で一定所得以下の者、地方税法上の寡婦で一定所得以下の者などに対し認められる申請免除がある（同法90条）。保険料免除期間については給付額が1/3となる。
- 2 2002年4月より、国民年金保険料の半額免除制度が創設される。半額免除が認められた被保険者に関しては、年金額が2/3に減額される。
- 3 第一号被保険者は、定額保険料のほか400円の付加保険料を納付することができる（国民年金法87条の2）。付加保険料を納付した第一号被保険者については、老齢基礎年金に加えて、付加年金（200円に付加保険料納付済期間の月数を乗じた額）が加算される（同法44条）。定額保険料と付加保険料を40年間全て納付した場合、2000年度における国民年金の給付額は月75,017円である（老齢年金額67,017円と付加年金額8,000円）。

なお、2001年10月1日に確定拠出年金法が施行される。本法により、自営業者は、国民年金の上

乗せとして個人型の確定拠出年金制度を利用することが可能になる。

- 4 1995年以降未加入者対策として、年金手帳の送付や国民健康保険加入者への国民年金加入勧奨、基礎年金番号の導入等が実施された。この結果、未加入問題はかなりの程度解消されている（厚生省の統計によれば、未加入者は、1995年度の約159万人から1998年度には99万人と減少している。この間、第一号被保険者数は、1995年度の1,910万人から1998年度の2,043万人へと増加）。

これに対し、保険料納付に関する検認率が低下していることからすると（1992年度以降1998年度までの検認率はそれぞれ、85.7%、85.5%、85.3%、85.4%、82.9%、79.6%、76.6%）、未納者は増加傾向にあるといえる。このように加入者の増加が必ずしも保険料納付に結びついていないことを考慮すると、問題の実体は依然として変化していないことがうかがわれる。なお、免除者も依然として相当数に上っている（1998年度における免除率は19.9%）。

- 5 もっとも、厚生年金制度においても保険料滞納の問題はある。たとえば、経営不振などにより事業主が失踪したような場合である（被用者には保険料納付義務がない）。この場合、事業の実体なしとして職権により適用関係を終了させることは可能であるが、滞納扱いの期間は残る。この期間については、事業主がそのまま見つからず、保険料徴収権が時効により消滅してしまっても、時効消滅が資格取得の届出や被保険者等からの確認の請求の後であれば、年金は支給される（厚生年金保険法75条但書）。
- 6 このような違反行為に対しては、罰則が定められている（厚生年金保険法102条）。ただし、被用者か否か判断が困難な就業者に関しては、こうした罰則による対処は有用でないだろう。
- 7 厚生白書（平成12年版）によれば、厚生年金の保険料率は2025年に27.6%（国庫負担割合を1/2に引き上げた場合には25.2%）になると推計されている。
- 8 窪野鎮治「年金改革の基礎理論」（年金研究

- 社、1984年) 15頁以下および107頁以下。
- 9 農林業に従事する自営業者は、1980年に253万人、1990年に195万人、1997年に162万人である(労働省「労働力調査」)。
- 10 職業生活からの引退希望年齢について1986年と1996年を比較すると、60歳以下(40歳台、50歳、55歳および60歳)とする者の割合が低下しているのに対し、逆に65歳以上(65歳、70歳、75歳および80歳)とする者は増加している(総務庁「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」)。
- 11 一律に定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度あるいは再雇用制度のいずれか1つでも採用している企業は、2000年において67.0%(このうち、勤務延長制度のみ13.8%、再雇用制度のみ46.0%、両制度併用7.2%。勤務延長制度あるいは再雇用制度の採用予定がある企業5.9%)である(労働省「雇用管理調査」)。
- なお、一律定年制を採用している企業は、2000年で91.3%に上る。ただし、定年制の採用率は企業規模が小さくなるにつれ低下し、従業員数30人から99人の企業では88.2%である(労働省「雇用管理調査」)。また、日本労働研究機構が首都圏の小規模企業(調査対象のうち従業員数10人未満の企業が64.7%)に対し1997年に実施した調査によれば、6割以上の企業で定年制がないという結果が出ている。
- 12 自営業者総数が低下傾向にあるのに対し、専門的・技術的職業に従事する自営業者は、1975年の54万人(自営業者全体に占める割合は5.7%)から2000年の99万人(同13.6%)へと増加を続けている。さらに、就業者全体でみても、専門的・技術的職業従事者は、1975年の405万人(就業者全体に占める割合は7.6%)から2000年の889万人(同13.7%)へと増加している(労働省編「平成10年版労働白書」(日本労働研究機構、1998年)174頁および労働省「労働力調査」)。
- 13 窪野・前掲、17頁以下。
- 14 現行法上、厚生年金への加入義務が生じるどうかは、労働時間によって決まる(雇用の名目や報酬額とは関係がない)。ただし、低賃金の被用者の
- うち、第二号被保険者の配偶者に関しては、第三号被保険者としての地位が認められる場合がある。
- 15 年俸制の導入状況は、1994年に4.3%、1996年に8.6%である。ただし、従業員数1,000人以上の大企業では、1994年に7.9%、1996年に15.9%(今後3年間に年俸制を導入・改訂する予定の大企業は22.3%)である(労働省「賃金労働時間制度等総合調査」)。
- 16 窪野・前掲31頁以下。
- 17 なお、雇用法政策一般における自営業者の取扱いに着目するものとして、柳屋孝安「自営業者と労働者性をめぐる問題」日本労働研究雑誌452号(1998年)15頁がある。
- 18 全国民を対象とするものとしては「社会年金」という名称の給付が存在していたが、これはミーンズテストを前提とする社会扶助制度である。
- 19 1998年におけるINPS(全国社会保障公社)の被保険者数は、被用者約900万人に対し、職人約180万人、商人約175万人である。また、1995年に行われた年金改革により、これ以外の自営業者についても強制保険制度への加入が義務付けられていることを考慮すると、実際の制度はより大きいと考えられる。なお、イタリアでは自営業形態の就業者が多い(OECDの統計によれば、全就労者に占める自営業者の割合は1998年で25.5%に上るとされている。なお、OECD平均は18.1%)。
- 20 自営業者に関して公的年金制度への加入が義務付けられている国としては、イタリアの他にも、アメリカやフランスなどがある。とくにアメリカでは、被用者と自営業者はいずれも、報酬(所得)比例制の年金制度であるOASDHI(Old-Age, Survivorship, Disability and Health Insurance)と呼ばれる連邦の制度の適用を受ける。イタリアの制度との違いは、被用者と自営業者とに対し同一の保険料率が適用される点などである。
- 21 従属労働者と独立労働者とは、従属性の有無によって区別される。従属性の概念は、時代とともに変化しているが、現在では、従属性の有無を判断するための決定的な基準はなく、事実ごとにくつつかの要素を組み合わせることでその有無を判断する

という考え方が支配的である。具体的には、労働時間が固定されこれを労働者が遵守していること、使用者の管理統制権限、労働の継続性および労働と使用者の組織との結びつき、労働者自身による危険の引き受け等である。これに対して、合意上の契約の類型や報酬の形態は決定的な要素ではないと考えられている (T. Treu, *Labour law and industrial relations in Italy*, Milano, 1998, pp. 35-36)。

22 イタリアの年金制度に関する邦語の文献としては、小島晴洋「イタリアの年金改革の動向」ジュリスト1031号(1993年)70頁,同1032号(1993年)82頁,同「イタリアの新たな年金改革」海外社会保障情報117号(1996年)40頁等がある。

23 代替的制度としては、次の3つの方式がある。

① 代替方式 (forme sostitutive) : 法律が直接に一般強制保険に代替する特別制度の創設を定めている場合。INPS (全国社会保障公社) における5つの特別基金 ((1)公共輸送機関職員, (2)ホワイトカラーの直接税徴収官, (3)電力会社職員, (4)電話局職員, (5)航空会社従業員), ENPALS (興行労働者), INPDAI (工業企業の上級管理職), INPGI (ジャーナリスト) の各基金 (このうち、公共輸送機関職員に関する基金は今後廃止) がこの方式に該当する。

② 免除方式 (forme esonerative) : 一般強制保険よりも手厚い給付を保障する基金や金庫が設立された場合に、一般強制保険の適用が免除されるもの。いずれも公的金融機関の職員に関するもので、10の年金制度が存在していたが、1958年2月20日法律55号は、省令による新たな免除方式の設立を禁止している。さらに、1990年7月30日法律218号は、公的金融機関の民営化に伴い、全ての免除方式を廃止した。

③ 除外方式 (forme esclusive) : 国およびその他の公的機関の公務員が退職手当 (trattamento di quiescenza) を支給された場合には、一般強制保険の適用を受けない。

24 補完的制度としては補完方式 (forme integrativi) がある。この補完方式には、INPSの運営するガス基金、消費税収税吏基金、鉱員事業がある (基金

単位で分類する場合には、鉱員事業を除く場合もある)。これらは、被用者年金基金の補完である。また、ENASARCOの運営する商業代理業者基金は、商人に関する独立事業の補完である。

25 その他の管理運営機関としては、公務員に関するINPDAP, 農業分野の上級管理職およびホワイトカラー労働者に関するENPAIA, 工業分野の上級管理職に関するINPDAI, 商業分野のエージェント・代理業者に関するENASARCO, ジャーナリストに関するINPGI, 興行労働者に関するENPALS, 薬剤師に関するENPAF, 医師に関するENPAM, 獣医に関するENPAV, 労働コンサルタントに関するENPACL等がある。代替的制度や補完的制度に属するいくつかの管理運営機関および専門職に関する社会保障金庫は、1994年7月30日委任立法509号により民営化されている。

26 その他、免除方式の廃止に伴い、同方式の適用を受けていた公的金融機関の職員に関する制度は、特別事業 (gestione speciale) としてINPSが運営する。また、代替的制度および補完的制度によって規制される労働者のカテゴリーに関するそれぞれの特別基金 (fondi speciali), 聖職者に関する聖職者基金などがある。

27 有償労働に関する要件はかなり広義に解される (後述4(1)参照)。従属性に関しては、注21参照。

28 折半小作農とは、土地の所有者と農業組合契約を締結し、土地の耕作および利潤の分配のために提携する者である。土地の所有者は土地の使用権を、折半小作農は自己および家族の労働を出資する。

29 ただし、場合によって5人ないし20人の見習労働者を従業員として用いることができる。

30 新聞小売店の所有者、旅行ガイド・アルプスガイド、通訳、運搬業者・アルプスのポーター (以上、1960年11月27日法律1397号)、曲馬団および旅芸一座の経営者 (以上、1968年3月18日法律337号)、スキー指導員、移動遊園地の個人経営者および見せ物小屋の個人経営者のうちENPALS (興行労働者全国保障扶助機関) に加入していない者、公共サービス供給会社の集金人、葉草採取人のうち土

地所有者や土地耕作人でない者、古着回収業者（以上、1971年11月25日法律1088号）。

31 補助のために販売所に配属された家族および有限責任を負う社員については、②の要件はない。

32 ただし、奨学金の受給者、他の強制保険への加入が義務付けられている者、従属労働による所得に類する所得（名誉判事への謝礼、社会的に有用な労働に従事する主体に支給された手当等）を得る者、船舶管理人、会社の法定代理人、所得申告義務のない主体等については、保険義務が免除される。

なお、1995年年金改革により、これまで独自の社会保障機関をもたなかった自由業の独立労働者にも、保険義務が課された。自由業労働者の同業者団体は、新たに社会保障機関を設立するか、既存の社会保障機関に加わるかの方法を採用しなかった場合には、専門労働者や協働労働者と同様に扱われる。

33 注文主は、登録の義務を負わない。協働労働者についても同様である。

34 社会保険料に関しては、保険的性質が強いか否かによって‘premi’（労災保険制度において用いられている）と‘contributi’（老齢年金等で用いられている）とが区別されて用いられている。本稿では‘premi’と区別するため、‘contributi’を「拠出」とする。

35 この結果、労働関係と直接の因果関係のない金銭等（たとえば、使用者との和解金等）も、拠出の対象となる。これに対し、退職手当、退職奨励金、解雇予告手当、損害賠償金、強制的社会保障・扶助からの給付金や家族手当、事業の生産性向上等のために企業協定等で定められた給付、補完的社会保障に関して使用者が負担する拠出等、出張手当、配転手当、食事手当、通勤手当、企業や国に返還すべきもの、祭事や記念行事に関連して支給されるもの、託児所、企業内同好会、企業内の売店、従業員の子へのサマーキャンプ費や奨学金に関する費用、会社株の譲渡、企業製品、チップ、企業貸付、会社所有車の利用、不動産の貸与等は、その全額または一部が拠出賦課の対象

とならない。

36 ブルーカラー労働者およびホワイトカラー労働者世帯に関する物価消費指数に基づいて、年132,000,000リラを毎年再評価する（2000年では144,263,000リラ）。

37 結核強制保険や母親手当、家族手当に関する拠出率が、3.72%から0.1%引き下げられる。

38 山岳地および耕作不適地の労働者や21歳以下の労働者については拠出率の優遇措置がある。

39 従前の拠出率27.57%からの引き上げに関わる4.43%は、全て使用者が負担する（1996年2月21日省令）。

40 注文主が一定の拠出を負担する取扱いは、従来から自由業の労働者について行われていた。

41 出産・育児期間、障害をもつ家族の介護のための期間、外国での労働の期間、1950年まで社会保険から排除されていたホワイトカラー労働者の就労期間、大学の卒業資格取得のための期間、法律や労働協約によって規定された労働契約の中断・停止の期間、就職やキャリアアップのために必要な専門的資格の獲得を目的とする職業訓練または勉学・研究の期間、労働を行っていないパートタイム労働契約の期間、義務的拠出やみなし拠出の対象となっていない非正規の従属労働活動の期間等。

42 農業分野の労働者、失業保険が適用されない労働者、独立労働者等については、特別の規定がある。

43 なお、後述の報酬方式および混合方式の適用を受ける被保険者については、加入した基金の一あるいは複数の年金事業において納付した拠出を統一するため、一定の要件のもとで拠出の移転を行うことができる（拠出の統一-ricongiunzione contributiva）。これに対し、拠出方式の適用を受ける被保険者については、拠出の統一を行うまでもなく、複数の機関に納付した拠出の全額が考慮され、自動的に年金が支給される。

44 国による年金財政の供給は、INPSに設置された「扶助措置および社会保障事業支援に関する事業」を通じて実施される。

- 45 とくに、疾病扶助に関する拠出について行われることが多い。
- 46 一定の労働者（女性労働者や農業分野の労働者など）を雇用する事業主に関しては、恒常的に拠出の軽減が行われる。
- 47 疾病、兵役を理由とする欠勤の期間、妊娠や産褥のために労働関係が強制的・任意的に中断する期間、失業保険からの手当を支給される期間、サナトリウム収容期間、反ファシズム活動の遂行等により迫害されていた期間や人種的迫害を受けていた期間、労働組合の任務や国会議員としての職務の遂行等を理由とする休職の期間、所得補償金庫による措置の対象となる停職の期間、労働移動手当（集団的整理解雇を回避するため、別の企業に移動させられた労働者に対し、所得保障のために支給される特別の手当）の受給期間、献血のために労働を行わなかった期間、子供の教育・扶養や障害をもつ家族の介護のための欠勤の期間等。なお、独立労働者に適用されるみなし拠出の規定は、兵役等一定の事由に限られる。
- 48 強制的社会保障制度に付加する形で設立される任意的社会保障制度。
- 49 なお、代替的制度に関しては、「繰上老齢年金（pensione di vecchiaia anticipata）」という名称の手当が規定されている場合があったが、1995年法によりこの繰上老齢年金も廃止されている。
- 50 拠出（保険料）に基づいて年金額を算定する方式を採用している国としては、現在のところ、イタリア以外にスウェーデン等がある。
- 51 1995年12月31日において、すでに18年以上の拠出を行っていた者に関しては、それ以降に拠出した期間についても、全面的に報酬方式が適用される。拠出年数が18年未満の者については、報酬方式と拠出方式が併用される（混合方式sistema misto）。ただし、いずれについても、一定の場合には選択権が認められる。すなわち、15年以上の拠出年数を獲得し、そのうち5年以上が1996年1月1日以降に達成されたものである場合には、全面的に拠出方式の適用を受けることもできる。
- 52 18歳以前に労働活動を開始した労働者や子をもつ女性労働者、過重労働に従事する労働者については、実際の拠出額に一定率を乗じることによって有利な算定が行われる。
- 53 基本的には、算定率は拠出率（4(2)参照）と一致しない。したがって、現実に納付された拠出額と算定に用いられる拠出額とは異なる。
- 54 経過措置のもとでは、最低額までの補完が行われる。
- 55 拠出方式でも最低手当という言葉は使われているが、これは併給などに関して用いられる算定上の数値にすぎず、この額までの給付が保障されるわけではない。
- 56 従属労働者の場合には、原則として5年以上の期間の経過が必要である。一方、独立労働者の場合には2年以上の経過でよい。
- 57 IRPEF（個人所得税）の課税標準とならない所得を含む。家族手当、戦争年金、視覚障害者・聴覚障害者・身体障害者のための付添手当を除く。
- 58 ただし、この期間を過ぎた場合でも、従属労働者（年金受給者でも可）は、終身年金を求める権利を有する。終身年金は、当該労働者の年齢、報酬、性別および拠出を怠った期間を考慮して算定される。
- 59 社会手当において考慮される所得は、IRPEF（個人所得税）の課税対象となる税控除前の所得や国その他の機関によって支給される扶助手当（戦争年金やINAIL（全国労災保険公社）によって支給される終身年金など）である。既婚者の所得には、受給者自身の臨時の社会扶助も含まれる。これに対し、退職手当および繰上退職手当、未払い報酬、社会手当、強制年金制度を運営する公的・私的機関により拠出方式に基づいて支給された年金の1/3（ただし、社会手当の1/3を越えないこと）、家族手当等は、所得として考慮しない。
- 60 単身者と既婚者と異なる。既婚者は単身者の2倍である（2000年について、単身者は年8,366,800リラ、既婚者は年16,733,600リラ）。
- 61 それでも、複数の所得区分が設定されていることで、所得の格差が反映される仕組みがとられていることに鑑みれば、他の被保険者との共通性が

- あるといえる。
- 62 もっとも、一部の職種については、これ以前に強制保険制度が成立していた。たとえば、国営企業に従事する労働者のうち、煙草製造工場（1904年6月16日法律259号）、有価証券製造所（1905年7月7日法律354号）、国営製塩所（1905年7月9日法律397号）のブルーカラー労働者や裁判所職員（1910年12月29日法律887号）などである。民間部門では、民間鉄道会社のブルーカラー労働者およびホワイトカラー労働者（1906年6月30日法律272号および1912年7月14日法律835号）、造船所のブルーカラー労働者（1910年6月13日法律306号）に関して、すでに強制保険制度が成立している。さらに、より一般的な性格をもつものとして、1917年4月29日総督令670号による軍事補助施設に従事するブルーカラーの労働者に対する障害老齢強制保険がある。
- 63 ただし、これは強制保険への任意加入ではない。強制保険制度が集団的に運営されるのに対し、任意保険制度は完全な個人勘定であり、両者は別個の制度である。
- 64 *Atti parlamentari—Camera dei deputati—Documenti sessione 1919—1920*, in INPS, *Per una storia della previdenza sociale in Italia*, Roma, 1962, p. 327 e segg. 以下, *Atti parlamentari*と略記する。
- 65 *Atti parlamentari*, p. 320. なお、この賃金 (salario) という言葉は、一般に、ブルーカラー労働者の給料を指すものである。しかし、前述のように、本法の適用対象者には、ブルーカラー労働者以外の労働者も含まれている。したがって、この言葉は、より広義の報酬 (retribuzione) と同視できると考えられる。
- 66 *Atti parlamentari*, p. 320.
- 67 *Atti parlamentari*, p. 327.
- 68 *Atti parlamentari*, pp. 327—328.
- 69 *Atti parlamentari*, p. 334.
- 70 *Atti parlamentari*, p. 357.
- 71 *Atti parlamentari*, p. 345および1919年4月21日監国法律命令603号4条。
- 72 *Atti parlamentari*, p. 345, p. 360.
- 73 *Convegno nazionale per la legislazione sociale indetto dalla Confederazione generale del lavoro*, Milano, 1922 (in INPS, *Per una storia previdenza sociale in Italia*, Roma, 1962, p. 199).
- 74 この結果、「不可能であるので、何も実施することができない」という弁解を許容することになったといわれている (G.G. Balandi, *Corporativismo e legislazione previdenziale negli anni'30. Note di ricerca*, in *Rivista giuridica del lavoro e della previdenza sociale*, 1981, n. 6, p. 17)。
- 実際、1919年法によって定められた国の負担額 (年金受給者1人あたり年間100リラ) は、全く見直されなかった。また、1939年4月14日法律勅令636号は、老齢年金等に関する国の負担分を徐々に削減し、現在の額の1/10にすると定めていた。
- 75 土地賃借料の改訂 (土地賃貸人の有利に) および農業紛争仲裁委員会の廃止 (1922年11月14日法律勅令1437号)、未開墾地払い下げに関する法令の廃止 (1923年1月11日法律勅令252号)、農業災害保険拠出に関する土地所有者負担分の小作農等への転嫁 (1923年2月11日法律勅令432号)、非自発的失業保険からの農業労働者の除外 (1923年12月30日勅令3158号) など。
- 76 森田鉄郎・重岡保郎「イタリア現代史」(山川出版社, 1977年) 212頁以下。
- 77 F. Vitolo, *Principi regolatori dell'assicurazione per l'invalidità, la vecchiaia e i superstiti*, Milano, 1983, p. 53.
- 78 'sicurezza sociale'を「ソーシャル・セキュリティ」、'previdenza sociale'を「社会保障」と訳したのは、previdenza socialeという言葉のもつ曖昧さのためである。このような曖昧さは、previdenza socialeの意義に関して2つの考え方が対立していることに由来する。つまり、previdenza socialeは、伝統的には 'assicurazione sociale (社会保険)' とほぼ同意義のものと考えられてきた。この伝統的な考え方によれば、previdenza socialeには「普遍主義」的性質が認められないために、全市民を対象とする 'assistenza sociale (社会扶助)' とは峻別されることになる (二元説)。これに対し、

- previdenza socialeが、「困窮からの解放 (liberazione dal bisogno)」という考え方に着想を得ていること (後述の社会保障改革委員会の叙述を参照), こうした困窮からの解放は国の責務であるということ (イタリア共和国憲法2条, 3条, 32条および38条) を重視して, previdenza socialeを広く解する考え方がある (一元説)。この考え方によれば, previdenza socialeは, assistenza sociale (社会扶助) や健康に関する保護 (国民保健サービス。ミーンズテストがなく全市民を対象としている) をも含むと解されることになる (M. Cinelli, *Diritto della previdenza sociale*, Torino, 1996, p. 6 e segg., p. 27 e segg.)。
- 79 M. Persiani, *Art. 38*, in *Commentario della Costituzione; Rapporti economici tomo I Art. 35-40*, a cura di G. Branca, Bologna, 1979, p. 234 e segg., M. Cinelli, *op. cit.*, Torino, 1996, p. 6 e segg., p. 27 e segg.
- 80 L. Barassi, *Previdenza sociale e lavoro subordinato*, Milano, 1954, I, p. 122.
- 81 S. Hernandez, *Lezione di storia della previdenza sociale*, Padova, 1972, pp. 88-89.
- 82 この理念は, 普遍主義的考え方が主流になった1960年代において, いくつかの立法上の成果として実現される。年金の分野でも, ソーシャル・セキュリティの理念を反映したものとして, 社会年金 (1969年4月30日法律153号。なお, 1965年7月21日法律903号の時点では対象者は労働者のみ) を挙げることができよう。しかし, 社会年金の額は, 極めて低額にとどまったため, 最低所得保障という当初の目的からは乖離したものになった。
- 83 L. Barassi, *op. cit.*, p. 120 e segg.
- 84 なお, 小規模事業主に関する年金制度の成立の時期は, 1950年代から1960年代にかけての高度成長期とほぼ一致している (1950年から1962年の間にイタリアのGNPは倍増)。
- 85 こうした国の拠出は, インフレの影響による財政方式の転換 (積立方式から賦課方式へ) の際に生じた財政の不足を補うという役割を担った。国の拠出は, ファシズム期と比較してかなり多額であり, 年金調整基金 (後述する調整拠出を管理する基金。次節II 2(2)参照) に納付すべき拠出のうちの25%とされている。
- 86 もっとも, 1960年代末に国の負担が社会年金に限定されたことによって, 従属労働者については, 労働者および使用者のみが拠出を負担することになった。一方, 独立労働者に関しては, 依然として拠出の一部を国が負担した。
- 87 *Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 27 luglio 1957*, p. 34688 e p. 34855.
商人の年金制度に関する立法過程においても, 同様の考え方が表明されている (*Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 30 maggio 1966*, pp. 23716-23719)。
- 88 与党の報告者によれば, 自営農400万人, 折半小作農および小作農170万人とされている (*Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 31 luglio 1957*, p. 34855)。また, その所得に関しては, 1956年において, 農業分野の所得が1人あたり311,213リラであるのに対し, それ以外の分野は726,310リラと述べられている (*Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 29 luglio 1957*, p. 34709)。
- 89 漁師に関しては, 1958年3月13日法律250号により, INPSに「小規模漁業支給基金」が設立されている。
- 90 *Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 27 luglio 1957*, p. 34647.
- 91 ただし, 商人のカテゴリーに含まれた労働者のうち, 新聞小売店の所有者, 旅行ガイド・アルプスガイド, 通訳, 運搬業者・アルプスのポーター, 曲馬団および旅芸一座の経営者等については, 当初から所得制限が規定されなかった (1960年11月27日法律1397号, 1968年3月18日法律337号)。
- 92 自営農について, *Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 1 agosto 1957*, pp. 34955-34956, 商人について, *Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 30 maggio 1966*, p. 23710参照。
- 93 もっとも, 1990年代以前に独立労働者に強制的

年金制度を拡大する試みがなかったわけではない。たとえば、1979年法案459号では、強制的年金制度の保護を受けていない独立労働者のうち、一定の所得以上の者全てに対し保険義務を拡大し、1つの金庫に管理させることが提案されている。この法案は下院で承認されたものの上院で否認されたため、実現には至らなかった。

94 学説によれば、この民事訴訟法典409条3号の対象となるのは、商業分野のエージェントおよび代理業者、そして、もっぱら個人により行われ、従属的性格をもたない事業のうち、継続的かつ連携的な事業を提供する独立労働者とされている。その範囲は、所得税統一法49条2a)の主体とほぼ同様と考えられている。

95 民事訴訟法典409条3項の取締役等に対する適用に関して1994年破毀院判決10680号。

96 G. Santro Passarelli, *Chiose sulla parasubordinazione*, in *Il diritto del lavoro*, 1989, I, p. 201 e segg.

97 上級管理職について, T. Treu, *Art. 35, I° comma*, in *Commentario della Costituzione: Rapporti economici tomo I art. 35-40*, a cura di G. Branca, Padova, 1979, p. 14, 従属労働者一般に関して, G. Santro Passarelli, *op. cit.*, pp. 201-202参照。

98 ただし、準従属労働者に関しては、経済的従属性や契約上の立場の脆弱性等が必須の要件と考える説によれば(G. Santro Passarelli, *op. cit.*, p. 202), 準従属労働者とは異質の労働者に対して、準従属労働者のための規定が適用されているということになろう。

99 M. Rigi Luperti, *Tutela previdenziale e lavoro autonomo*, in *La riforma del sistema previdenziale*, a cura di R. Pessi, Padova, 1995, p. 276, R. Vinanello, *La nuova tutela previdenziale per le attività di lavoro autonomo, libero-professione e di collaborazione coordinata e continuativa*, in *La riforma del sistema pensionistico*, a cura di C. Cester, Torino, 1996, p. 272.

100 抛出負担回避の排除を目的として、INPSは、従

属労働と独立労働の境界を明確化するための基準を提示している(1989年8月8日INPS通達179号, 1990年3月23日INPS通達74号, 1993年7月12日INPS通達159号)。

101 1919年法の立法者が「賃金 (salario)」という語を用いていることは前述のとおりである(注65参照)。しかしながら、一般的な考察を行うために、以下では、基本的に「報酬 (retribuzione)」あるいは「賃金 (報酬)」の語を使用する。

102 *Atti parlamentari*, pp. 331-332.

103 *Atti parlamentari*, p. 331.

104 *Atti parlamentari*, p. 331.

105 1938年11月28日法律勅令2138号によって、農業分野の従属労働者に対し定額制が導入されている。

106 L. Barassi, *op. cit.*, p. 639.

107 共和国憲法99条によって定められた国の補助機関。学識経験者ならびに生産部門の各業種代表者などから構成される。CNELは、両議院および政府の諮問機関であり、また、経済および労働問題に関する法律の発案権をもつ。

108 CNEL, *Osservazioni e proposte sulla riforma della previdenza sociale*, in *Rivista diritto del lavoro*, 1963, n. 3-4, pp. 168-178.

109 *Atti parlamentari*, p. 332.

110 *Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Documenti la sessione 1897: n. 66*, in INPS, *Per una storia della previdenza sociale in Italia*, Roma, 1962, p. 258.

111 L. Barassi, *op. cit.*, p. 206 e segg., p. 812. なお、社会保障改革委員会は、民間労働者を含めた全ての従属労働者について報酬方式を導入することを提案している(L. Barassi, *op. cit.*, p. 206, p. 209, p. 780)。

112 CNEL, *op. cit.*, p. 169.

113 A.V. Izar, *L'intervento dello Stato nel settore del lavoro*, in *Sindacato industria e stato negli anni del centro-sinistra Volume III*, a cura di F. Peshiera, Firenze, 1983, p. 450.

114 イタリアの労働運動は、1969年から1970年の「熱い秋」と呼ばれる時期においてピークに達した。

- こうした労働運動の高揚は、1968年3月および11月の年金制度改革をめぐるゼネストが発端となっている。
- 115 1968年における拠出率は、使用者13.75%労働者6.90%である。これに対し、現在32%の拠出率の適用を受ける労働者の場合、使用者23.46%労働者8.54%である。
- 116 使用者が、労働者側の要求を受け入れたのは、一連の改革により労使関係が安定すること、そして、賃金コストが均一になることを期待したためといわれている（眞柄秀子「利益集団と政治問題」、馬場康雄・岡沢憲美編『イタリアの政治』（早稲田大学出版部、1999年）167頁）。
- 117 ロンバルディアなどイタリア北部においては、かなり裕福な職人も存在すると述べられている（*Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 9 aprile 1959*, p. 6251）。実際、上院においては、多様な所得に応じて複数の拠出クラスを創設するという原則に基づき、職人の年金制度に関して17の所得クラスを設けるという内容の法案が提出されていた（*Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 8 aprile 1959*, p. 6203）。
- 118 *Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 15 aprile 1959*, pp. 6382–6383.
- 119 *Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 15 aprile 1959*, p. 6202.
- 120 *Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 8 aprile 1959*, pp. 6202–6203.
- 121 *Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 16 aprile 1959*, p. 6419.
- 122 *Atti parlamentari—Camera dei Deputati—n.32, proposta di legge, presentata il 2 luglio 1987*, p. 2.
- 123 1981年4月23日法律155号は、徴税簿に基づく徴収という従前の方式を廃止し、振替郵便貯金口座領収書を用いるという方法を採用した。この方法が確立する以前は、納付した拠出が年金の算定に反映されていなかったという叙述がある（G. Abaldo, *Guida pratica alle nuove pensioni*, Milano, 1995, p. 74）。このように、拠出の徴収など基本的な点に関する行政機構が未発達あるいは未整備であったために、小規模事業主について所得比例制を導入できなかった可能性もあろう。
- 124 職人および商人に関しては、個人所得税に関して申告した事業課税所得の4%（職人）あるいは4.2%（商人）を、この付加拠出として負担すべきことが定められた。一方、自営農、折半小作農および小作農については、農業所得の30%（山岳地については15%）に一定の率（少なくとも2年ごとに財政省の省令によって定める）を乗じた額がこの付加拠出となる。ただし、いずれのカテゴリーについても、上限および下限が定められている。なお、自営農等に対するこのような取扱いは1990年8月2日法律233号により修正され、4段階のみなし所得区分が定められた。
- 125 最近のデータではあるが、国際標準貧困線（international standard of poverty line）による貧困の定義に該当する貧困家庭（当該家庭の構成員1人あたりの消費が、1人あたりの国内消費水準の1/2以下である家庭）の割合は、1990年において南部20.0%に対し、中部および北部は7～8%台、1996年において南部22.3%に対し、中部および北部は3～5%台である（ISTAT, *Rapporto sull'Italia*, Bologna, 1998, pp. 87–89）。
- 126 *Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 16 aprile 1959*, p. 6203. なお、自営農等についても、*Atti parlamentari—Camera dei Deputati—Seduta del 29 luglio 1957*, p. 34709.
- 127 *Atti parlamentari—Camera dei Deputati—n. 32, proposta di legge, presentata il 2 luglio 1987*, pp. 1–2.
- 128 もっとも、1965年当初は、労働者だけを対象とするものであり、対象が全国民に拡大されたのは1969年4月30日法律153号の施行以降である。また、社会年金の付与はミーンズテストを前提としている。
- 129 被用者年金基金への加入を規定するものとして1993年3月22日法律命令155号、独立事業の設立を規定するものとして1993年12月24日法律537号および1995年8月8日法律335号。
- 130 従属労働者については労働関係の最終5年間の

平均報酬額を基礎として年金額が算定されるのに対し、独立労働者については最終10年の平均事業所得が考慮される点など。なお、このような取扱いは、最終的に報酬が急上昇する労働者を不当に優遇し、深刻な歪みを伴うものであったために、1992年の年金改革（1992年12月30日委任立法503号）によりこの点が改正され、全就労期間の報酬が考慮されることとなった。

- 131 このように独立労働者の中でもとくに準従属労働者にこの方法が用いられた理由は、本来従属労働として規制されるべき労働活動が準従属労働に含まれていると考えられたためといわれている（P. Ichino, *Primi appunti sull'estensione dell'obbligo previdenziale ai lavoratori parasubordinati*, in *Rivista italiana di diritto del lavoro*, 1993, I, p. 396）。
- 132 なお、従属労働者に関しては、年金算定方式が転換されても受給しうる年金額にほとんど差がない。